

予算特別委員会記録

1 日 時 令和8年3月11日（水）
 午前10時00分 開会
 午後 3時46分 閉会

2 場 所 議場

3 出席委員（21名）

委員長	藤田誠一	副委員長	高塚広義
委員	伊藤義男	委員	渡辺高博
委員	野田明里	委員	加藤昌延
委員	小野志保	委員	片平恵美
委員	井谷幸恵	委員	河内優子
委員	黒田真徳	委員	合田晋一郎
委員	越智克範	委員	小野辰夫
委員	山本健十郎	委員	藤原雅彦
委員	伊藤謙司	委員	大條雅久
委員	伊藤優子	委員	仙波憲一
委員	近藤司		

4 欠席委員
なし

5 説明のため出席した者

市長	古川拓哉	副市長	赤尾禎司
企画部			
企画部長	加地和弘	総括次長（総合政策課長）	松原 広
財政課長	大西政年	シティプロモーション推進課長	吉岡 奈津子
別子鞍山文化遺産課副課長	津村 亮		
企画部文化スポーツ局			
企画部文化スポーツ局長	守谷典隆	スポーツ振興課長	尾藤 秀行
総務部			
総務部長	高橋 聡	総括次長（総務課長）	藤田 和久
福祉部			
福祉部長	久枝庄三	総括次長（健康政策課長）	小島 篤
次長（介護福祉課長）	山本兼資	地域福祉課長	真鍋 達也
生活福祉課長	越智達郎	国保課長	藤原 重昭
保健センター所長	寺尾佳代子	地域包括支援センター所長	宇野 和彦
地域福祉課主幹	村上美香	地域福祉課主幹	石川 孝行
保健センター主幹	岡田成弘		
福祉部こども局			
福祉部こども局長	藤田恵女	こども未来課長	矢野 佳美
こども保育課長	美濃有紀		

市民環境部

市民環境部長	沢田友子	総括次長（地域コミュニティ課長）	塩崎秀一
次長（危機管理監）	小澤昇	危機管理課長	藤田裕一
市民課主幹	伊藤裕子	危機管理課主幹	宇野久美子
地域コミュニティ課副課長	秦正道	市民課副課長	高山陽子
危機管理課副課長	伊東拓麻		

市民環境部環境エネルギー局

市民環境部環境エネルギー局長	近藤淳司	次長（廃棄物対策課）	岡部文仁
環境政策課長	高畑孝智	環境施設課長	村瀬秀昭
環境施設課参事（清掃センター所長）	野藤由治		

経済部

経済部長	藤田清純	総括次長（営業推進監）	鈴木今日子
次長（農林水産課長）	菅裕二	観光物産課長	阿部広昭
産業振興課長	佐藤秀樹	地域交通課長	石川徹
農林水産技幹	川又洋一	地域交通課副課長	新元一司

建設部

総括次長（都市計画課長） 町田京三

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 原道樹

出納室

会計管理者（出納室長） 上野壮行

議会事務局

議会事務局長	山本知輝	次長（議事課長）	松平幸人
--------	------	----------	------

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（総務課長） 藤田和久

監査委員事務局

監査委員事務局長 藤田康弘

6 委員外議員

議長	田窪秀道	副議長	篠原茂
----	------	-----	-----

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長	山本知輝	議会事務局次長	松平幸人
議事課調査係長	伊藤博徳	議事課主任	田辺和之

8 付託案件

議案第20号から議案第28号

9 会議の概要

午前 10時00分開会

○委員長（藤田誠一）（開会挨拶）

○古川市長（挨拶）

<第1グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○松平議会事務局次長（議事課長）（説明）

○松原企画部総括次長（総合政策課長）（説明）

○藤田総務部総括次長（総務課長）（説明）

○上野会計管理者（出納室長）（説明）

○藤田選挙管理委員会事務局長（説明）

○藤田監査委員事務局長（説明）

＜質 疑＞

奨学金返済支援事業費

○委員（加藤昌延） 本事業は、若者の地元定着と可処分所得の向上にどの程度寄与すると見込んでいますか。

想定している支援人数は何人ですか。

奨学金返済額に対して、どの程度の負担軽減になりますか。

対象となる奨学金の範囲は、日本学生支援機構のみですか、民間も含まれますか。

市内企業の人材不足分野と連携していますか。

市外の大学生にどう情報を届けていますか。

オンライン申請や相談体制は整っていますか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、本事業は、平成28年度からU・I・Jターン及び地元就職の促進を目的に実施してきましたが、令和5年度の申請者アンケート結果により、本事業が直接的なUターン等につながっていないと判断し、令和5年度末をもって新規の受付を終了しています。

可処分所得の向上については、これまでの実績から1人当たり年間約13万7,000円の可処分所得の向上に寄与するものと考えています。

次に、令和8年度の支援人数については、主に3回目の支援者に該当する方を基に積算しており、12人を予定しています。負担軽減については、今年度の申請者の平均借入総額が約280万円に対し、平均補助金額は、1回12万1,000円掛ける3回の36万3,000円で、総返済額の約13%を助成できており、比較的賃金が低い若者にとっては一定の負担軽減につながっているものと考えています。

対象となる奨学金の範囲は、日本学生支援機構の奨学金のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金やあしなが育英会奨学金等の行政や民間団体が実施している奨学金も対象としています。

次に、人材不足の分野との連携については、現在、本事業は新規受付を終了していることから、当事業を通じた連携は行っていません。

次に、大学生への情報ですが、新規支援の受付は終了しているため、現在は、学生版全国「いはま倶楽部」を通じて愛媛県が実施している奨学金返還支援制度を紹介しています。

オンライン申請については、申請書類や確認事

項が多いため、現在、実施していません。

また、相談体制については、課内で複数名が対応できる状況であり、窓口、メール、電話等の媒体で対応可能なことから、十分に整っていると考えています。

移住定住応援推進費

○委員（伊藤優子） 本事業による移住者数の実績と、そのうち定住に至っている割合について伺います。

次に、1世帯当たりの行政負担額は幾らと試算していますか。また、費用対効果の検証は行っていますか。

次に、新居浜市では若者層、子育て世帯、テレワーク層等、どの層をターゲットにしているのか伺います。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、本市への県外からの移住者数は、令和5年度が366人、令和6年度が442人となっています。また、定住の割合は、全ての移住者を把握することはできていませんが、本市で把握可能な移住支援住宅や移住関係の補助制度を利用された世帯に限ると、9割以上が本市に居住を継続されています。

次に、1世帯当たりの行政負担額は、移住定住応援推進費に限ると、令和5年度が約9,500円、令和6年度が約1万2,700円となっています。

費用対効果の検証については、交付金等の活用を検討するとともに、他市町の事例も参考にしながら毎年予算要望にあたり、制度の見直しを行っています。

次に、本市のターゲット層については、主に若者、子育て世帯を対象としており、それらの層に向けた効果的な情報発信や各種移住施策の展開を図っています。

○副委員長（高塚広義） まず、予算額415万2,000円の内訳を伺います。

2点目に、移住相談推進事業として、多くの自治体が移住支援策を展開している中で、移住希望者に情報が届きにくい、地域独自の魅力が伝えきれていない、30代から40代の子育て世代のニーズに合わせた情報提供が求められているなどの課題に対し、どのように取り組んでいくのか伺います。また、この予算額で十分考えていますか。

3点目に、移住体験促進事業について、移住体験ツアーの内容や対象世代、参加想定世帯数につ

いて伺います。また、移住後の生活のイメージを具体的に描けることが必要と考えますが、体験ツアー以外に検討をしたのか、伺います。さらに、財源内訳のその他についても伺います。

最後に、空き家バンク推進事業について、空き家バンクシステムを活用した移住者支援とありますが、取組内容を伺います。また、前年度からの継続事業だと思いますが、前年度の検証を踏まえ、新たな取組について伺います。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず1番目の予算額の内訳については、移住相談推進事業として移住フェアの参加費等の移住相談に係る経費が56万円、移住体験促進事業としてお試し住居に要する経費が98万円、移住体験ツアー支援業務等の委託料が199万6,000円、ウェブ広告料が55万円、空き家バンク推進事業として空き家バンクのシステム利用料6万6,000円となっています。

次に、移住希望者に情報が届きにくい、地域独自の魅力が伝えきれてないという課題に対しては、毎年、東京、大阪で開催される移住フェアに出展し、直接情報発信の場を設けるほか、今年度新たに地域資源を活用したショート動画の作成を行っています。これらの動画を活用し、公式SNS等で地域独自の魅力を発信するとともに、ウェブ広告を活用して移住を希望するターゲット層に情報が直接届くよう、情報発信の強化を図っていきます。また、30代から40代の子育て世代への情報発信については、この世代にとって、生活環境の整備や教育、子育て支援の充実度が移住の重要な決め手となることを踏まえ、この世代に特化した効果的な情報発信を行っています。

また、これらの取組を実施するには、現行の予算で対応可能と考えています。

次に、移住体験ツアーの内容については、本市の魅力や暮らしやすさ、子育て環境の良さ等を体感していただくオーダーメイド型のツアーを予定しており、対象世代及び参加想定世帯数については、主に20代から40代の子育て世帯で5世帯程度を予定しています。

次に、体験ツアー以外の移住希望者が、本市での生活をよりリアルに体験できる取組としては、引き続きお試し移住用住宅の利用促進を図るとともに、お試し移住から移住につながる確率を高められるよう、利用後もきめ細やかな対応を行っていきたいと考えています。

財源内訳のその他については、お試し移住用住宅の使用料の歳入です。

次に、空き家バンクシステムを活用した移住者支援については、空き家の有効活用と移住定住の促進を目的に実施しており、市ホームページや移住相談窓口を通じて、移住希望者と空き家所有者のマッチングを支援しています。本市の空き家バンクは、これまで累計登録件数は136件、成約件数は92件、成約率は約7割と、一定の効果が出ていることから、有効な手段であると認識しています。制度をさらに活用するためには、より多くの空き家所有者に登録いただくことが重要であると考慮しており、固定資産税納税通知書へのチラシ同封等による登録促進を図るとともに、引き続き制度の周知強化と関係団体との連携を進め、空き家バンクを活用した移住定住の促進に取り組んでいきます。

○副委員長（高塚広義） 移住体験ツアーに参加された方の感想等があれば伺います。

○吉岡シティプロモーション推進課長 参加者の感想については、今まで令和4年度、令和5年度と実施しており、移住後の生活がイメージできるといった感想や、子育て環境が大変充実しているといったような感想をいただいています。

一方、仕事のイメージがもう少しできればといった感想もあったので、令和8年度の事業でそうした点を充実させたいと思っています。

○委員（合田晋一郎） 移住体験促進事業の実施するツアー内容について、今回、復活して実施されますが、ツアー内容等をどのように検討したのか伺います。

○吉岡シティプロモーション推進課長 令和5年度に実施した移住体験ツアーに参加された御家族が、実際に本市に移住された実績を踏まえ、令和8年度実施のツアーは、特に大都市圏にお住まいの子育て世帯をターゲットに、過去の参加者の意見も反映させた内容で、移住後の生活に即したリアルな体験ができるよう検討しました。この取組によって、本市の移住先としての魅力を最大限に引き出し、移住後のミスマッチを防ぐことを目指しています。

端出場水力発電所管理運営費

○委員（小野辰夫） 現在、入場料は無料であるが、維持管理費はどれぐらいかかるのか。

維持管理費が増えるものの、少子高齢化が続

き、将来、税金などが減少することが考えられるが、無料のままがいいのか。

○津村別子銅山文化遺産課副課長 令和8年度の維持管理費は、指定管理料1,131万3,000円のほか、施設修繕料50万円、火災保険料5万6,000円、ARアプリ保守委託業務等50万6,000円、旧端出場水力発電所エリアの借地料13万3,000円の合計1,250万8,000円となっています。

別子銅山産業遺産の中核をなす旧端出場水力発電所を広く多くの方に見学いただくため、入場料は無料としています。その結果、国内外から多くの方々に来館いただいています。今後の来館者数の推移や管理運営費を見極めながら必要に応じて入場料の徴収が適当かどうか判断していきます。

広報推進費

○委員（越智克範） まず、費用を広報番組費用とホームページ保守費と市政だより編集に分けると、どのような内訳になりますか。また、前年度と比較して増減額はどのようで、その理由は何かですか。

2つ目、広報番組のこれまでの効果をどのように評価していますか。継続する必要性をどのように判断していますか。例えば費用対効果をどのように考えているか、また、視聴率はどのようでしょうか。

3点目、広報番組の内容などについて、市民の意見を確認したことがありますか。あるとすると、その結果はどのようになっていますか。また、番組内容の決定はどのようになっていますか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、費用の内訳は、広報番組は2,772万8,000円、ホームページ保守費等は183万6,560円、市政だより編集は9万9,070円となっています。

昨年度と比較すると、広報番組は810万円の増額となっていますが、これは令和7年度の途中から開始した市政広報番組を令和8年度は通年で制作するために委託料が増額したものです。

ホームページ保守費等については、増減はありません。

市政だより編集については8万300円の増額となっており、これは撮影に必要な機材に故障が生じたため、部品を交換するための費用です。

次に、市政広報番組については、視聴率や視聴

者アンケート等を実施し、その効果を分析しています。視聴率は、世帯視聴率平均8.2%、個人視聴率が4.9%となっており、個人視聴率を基に算出した平均視聴者数は、1放送当たり約6万2,000人となっています。

また、番組視聴者の9割以上が、今後も見たい、時々見たいと回答しています。

そのほか、番組で紹介した商品の購入に関する問合せや本市に移住したいと思った等の御意見が寄せられており、この結果からも本番組が視聴者の関心度が高く、市内外への広報手段として一定の効果があるものと考えています。

費用対効果については、再放送も含めると、放送1回当たりに要する費用は約20万円となっており、この費用は1放送当たり約6万2,000人規模に本市の行政情報が広報されることに加え、観光面での誘客効果や広報面での二次利用も考慮すると、十分費用対効果があるものと認識しています。

このように、視聴者数や反響からも市内外への情報提供や認知度向上に一層の効果が期待できるものと考えており、次年度も内容や発信方法を十分検討しながら継続していきます。

続いて、広報番組の意見聴取については、定期的に受託業者が視聴者アンケートを実施しており、多くの好意的な意見をいただき、視聴者の反響は非常に良好です。

番組内容の決定については、シティプロモーション推進課が中心となって、受託業者や関係者と協議しながら内容を決定しています。

○委員（越智克範） 広報番組を委託していると思いますが、委託先は1か所ですか。例えば、マイタウンにはまどDonDonにはまは同じところがやっているのかどうか。

それと、アンケートを定期的に行っているとのことですが、どのぐらいの頻度で、どういう人たちに対してやっていますか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、広報番組について、市政広報番組DonDonにはまは南海放送株式会社に、行政広報番組マイタウンにはまは、株式会社ハートネットワークに委託しています。

アンケートについては、2か月に一度、今年度は3回実施しています。対象者については、南海放送の視聴者が対象で、アプリによるアンケート

です。

○委員（藤原雅彦） 行政広報番組マイタウンにはまと市政広報番組DonDonにはまの違いはどこですか。

財政が厳しい中で、子育て、防災、地域経済活性化が重点項目としている中、広報推進費の増額となっていますが、この市政広報番組について、市民への啓発活動はどのようになっているのでしょうか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、行政広報番組と市政広報番組の違いについて、行政広報番組は、放送エリアは主に市内で、住居表示の変更やマイナンバーカード申請など、市民生活に直結する行政情報や各種手続を中心に上げています。

一方、市政広報番組は、市の施策周知及び市の魅力発信を目的として実施しており、放送エリアは県内全域で、人口減少が進む中、本市の取組を市外に発信することは、交流人口、関係人口の拡大、企業誘致等の観点からも一定の意義があるものと考えています。

市政広報番組の市民への啓発活動については、いつ放送しているかも含め、その取組を知らない市民もいることから、市政だよりや市のホームページ、市公式LINEといったSNS等でさらなる周知を図り、市民の番組の認知度向上に努めていきます。

○委員（藤原雅彦） DonDonにはまについては、古川市長自ら出演したりとか、新居浜市議会の議長、副議長が出演することも大事ですが、新居浜ふるさと観光大使である水樹奈々さんや新浜レオンさんといった方の出演は検討しているのでしょうか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 ふるさと観光大使の水樹奈々さんや新浜レオンさんの出演については、まず、第25回のふるさと観光大使の放送回で出演いただいています。また、今年度末の特番においても、引き続き水樹奈々さんや新浜レオンさんに出演いただく予定です。

今後においても新居浜市の魅力の発信のために、ふるさと観光大使の方の協力を得て、積極的にメディアでPRを行っていきたくと考えています。

○委員（伊藤義男） 1点目、DonDonにはまを放送することで、令和7年度と令和8年度

で何がどう変わるのか教えてください。

2点目、近年は、特に若年層を中心に情報取得手段が大きく変化している中で、テレビ番組という媒体が現在の広報手段として最適であると判断した理由について、市の認識を伺います。

3点目、令和8年度は通年実施のため、委託料を増額しているとのことですが、試行段階の検証を踏まえて本格実施に移行したのか、その判断根拠を教えてください。

4点目、本番組によって市政への関心の高まりや本市の魅力発信について具体的にどのような成果が確認できるのか、把握している指標があればお示しください。

5点目、公費を用いた広報である以上、特定の個人のイメージ向上と受け取られないよう、より一層の配慮が必要と考えますが、今後の番組制作における市の考え方をお聞かせください。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、1点目については、市政広報番組の放送を継続することで令和7年度に伝え切れなかった市の魅力や新たな施策の周知が進み、令和8年度にはさらに情報発信力が強化されるものと考えています。

次に、2点目については、テレビ番組が最適であるというわけではなく、市政だよりや各種SNSなど、様々な媒体で、広報しています。テレビ番組はその一つと考えており、各種媒体を活用することで市民の情報取得の選択肢を増やし、より多くの方へ市政情報を届けられるものと考えています。

3点目、市政広報番組については令和7年8月から放送しており、試行というわけではなく、当初から本格実施をしています。

4番目の質問について、成果としては、番組で紹介した商品について、視聴者から購入の問合せがありました。

また、受託業者実施の視聴者アンケートでは、番組を視聴した方の9割以上から今後も見たい、時々見たいと回答いただき、市の情報を知ることができる、ためになる、面白いといった好意的な意見をいただいております。視聴者の反響は非常に良好です。市外の方からも、本市に旅行する際の参考になった、番組を視聴して移住してみたくなった等の好意的な意見をいただいております。

5番目の質問について、市政広報番組の制作においては、中立性、公益性、透明性を確保しつ

つ、市政情報を適切にお伝えする観点から取り組んでいるところであり、今後も引き続きその考えの下、適正な番組制作に努めます。

学校スポーツ活性化事業費

○委員（渡辺高博） 指定された強化種目を高校ごとに教えてください。その中で、前年度の全国大会出場実績に応じた加算を予定している部活動を教えてください。

あと、前年度予算270万円から340万円に拡充されていますが、令和6年度決算は295万8,000円となっており、より活発な活動が予想される中で、この金額で妥当だと考えていますか。

○尾藤スポーツ振興課長 高校ごとの強化指定運動部については、東高校のバドミントン部、ヨット部、陸上部（短距離）、陸上部（駅伝）、西高校のバドミントン部、南高校のウエイトリフティング部、工業高校のウエイトリフティング部、ハンドボール部で、期間は令和7年度から3年間です。

次に、2点目の加算を予定している部活動は、東高校のバドミントン部、ヨット部、陸上部（短距離）、陸上部（駅伝）、南高校のウエイトリフティング部、工業高校のウエイトリフティング部、ハンドボール部です。

次に、3つ目の質問ですが、限られた財源の中においては、個々の要望に応じた増額は難しく、より効果を生み出すよう、補助対象メニューや経費の見直しなどに取り組む予定としています。市としても、学校の真剣で熱心な取組に対して支援をしており、事業費については、実績に応じて毎年検討していきたいと考えています。

あかがねマラソン大会開催事業費

○委員（渡辺高博） 前年度予算と比較すると現状維持に感じますが、新たに取り組もうとしていることはありますか。

あと、10回の記念大会に向けた意気込みを伺います。

○尾藤スポーツ振興課長 まず、具体的な内容については、今後、実行委員会で議論を重ねていきますが、10回大会記念ゲストの招聘や記念Tシャツの作成などを考えています。

また、費用等については、参加者の増加や協賛企業の増大などにより、事業費の拡大に努めたいと考えています。

また、今月18日に、あかがねマラソン実行委員

会を開催する予定ですので、委員の皆様から御意見やお知恵をいただきながら記念大会を一緒に作り上げていきたいと考えています。

次に、2点目の10回大会への意気込みですが、これまでの大会と同じく、安心・安全な大会運営はもとより、10回目という節目の大会となりますので、御参加の皆さんに、これまでの大会以上に喜んでいただける、記憶に残るものとなるよう、また、大会を支えていただいている多くの皆様への感謝の気持ちを大切にして取り組んでいきたいと考えています。

野球文化交流促進事業費

○委員（渡辺高博） 事業内容と本市の役割について伺います。

この事業を通じて本市の野球文化を向上させる具体的な施策を伺います。

3点目、愛媛県の高校球児に活躍の機会と小さな子供たちに夢を与えるこのような取組を継続する考えはあるか、伺います。

○尾藤スポーツ振興課長 まず1点目、事業内容については、愛媛県高等学校野球連盟が主催、愛媛県と新居浜市、今治市、西条市、四国中央市が協力し、東予4市の各会場において、広島県や岡山県など周辺地域の県外高校を招待し、愛媛県内の高校と交流試合を行うもので、開催日は10月10日と11日を予定しています。

また、本市の役割は、開催地として事業費の一部負担や会場の確保、広報などです。

次に、2点目、本市の野球文化を向上させる具体的な策ですが、県外の高校と試合をすることで参加選手たちは様々な刺激を受け、新たな気づきやレベルアップにつながる貴重な経験となり、また、小中学生の野球選手や高校野球ファンなど、多くの市民に試合を観戦していただくことで、本市の野球の競技力向上や野球人口の拡大といった野球文化の向上に寄与するものと考えています。

次に、3点目、今回の事業は令和8年度から3か年の実施予定であることから、3年間、本事業に取り組んでいく中で、効果等を見極めながら事業の継続や新たな取組について、愛媛県や関係機関とも協議していきたいと考えています。

移住者住宅改修支援事業

○委員（黒田真徳） 令和6年度と令和7年度の利用状況はどのようですか。

次に、市外、県外の方や市への移住・定住促

進、移住・定住推進事業の利用者に対して、本事業の紹介や利用を図っていますか。

3点目に、近隣市、西条市や今治市の類似事業と支援内容などの比較はしていますか。

○吉岡シティプロモーション推進課長 まず、移住者住宅改修支援事業の利用状況については、令和6年度、令和7年度ともに、移住検討者等からの相談は一定数ありましたが、具体的な申請はありませんでした。

次に、2点目の事業の紹介については、ホームページやプロモーション冊子、移住・定住ポータルサイトでの情報発信のほか、移住フェアの出展時やお試し移住者から相談を受ける際に直接制度の案内を行うなど、利用促進に努めています。

次に、3点目、近隣市の類似事業との比較については毎年度実施しており、他市町の取組も参考にしながら本市の制度内容の検討を行っています。

生涯活躍のまち拠点施設整備事業

○委員（仙波憲一） 体育館の空調工事、防災倉庫の設備工事などを行うとありますが、具体的な内容とその効果について、教えてください。

○吉岡シティプロモーション推進課長 生涯活躍のまち拠点施設ワクリエ新居浜は、若宮地区の避難所となっており、防災拠点施設でもあることから、小・中学校体育館空調整備事業と同様、体育館にエアコン等空調設備を設置するものです。これにより、利用者の健康、快適性の向上、災害時の避難所機能強化を図ることができるものと考えています。

次に、防災倉庫については、他の校区は学校給食配膳室と併せて整備しましたが、若宮地区のみ未実施であったため、今回、防災備蓄倉庫を新設するものです。これにより、地域の防災備蓄物資がまとめて管理できることになり、防災体制の基盤強化が図られると考えています。

自衛官募集事務費

○委員（井谷幸恵） 1点目、前年度に比べ本年度の予算額はなぜ2倍以上になっているのですか。

2点目、応募した人数の推移は、ここ3年どのようなようになっていますか。

3点目、実際に本市から自衛官になった人数は、ここ3年どのようなようになっていますか。

○藤田総括次長（総務課長） 前年度に比べて本

年度の予算額が2倍以上になった理由は、自衛官募集事務に係る経費については愛媛県の募集事務地方公共団体委託費で配分されており、自衛官募集重点市町設置要綱に基づき、5年に1回程度の重点市として決定されたことによるものです。

応募した人数の推移については、令和4年度16名、令和5年度12名、令和6年度7名となっています。

実際に本市から自衛官になった人数は、令和4年度7名、令和5年度6名、令和6年度4名となっています。

○委員（井谷幸恵） 自衛官になった方との交流なんかはあるんですか。もし感想なんか聞かれていたら教えてください。

○藤田総括次長（総務課長） 実際に自衛官になった方との交流ですが、行政としてはそこまで関わりがないので、情報はなく状況です。

午前10時58分休憩



午前11時08分再開

<第2グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○小島福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質疑>

ひとり親家庭医療費

○委員（井谷幸恵） 1点目、本年度の予算額が前年度と比べて減った理由と背景などについて教えてください。

2点目、対象となる人の条件は何ですか。

3点目、捕捉率はどのくらいですか。

○矢野子ども未来課長 まず、本年度の予算が前年度よりも減少している理由は、令和7年度については、令和6年度に所得税の定額減税控除が実施されたことで、所得税非課税世帯の増加に伴い、新たに受給資格が生じる方が増加することが想定されたため、その分を含んだ予算計上を行っていたためです。

なお、この所得税の定額減税控除は既に終了したことから、令和8年度については、直近2か年の実績及び本年度末までの見込額の平均額を基に算出しています。

次に、受給資格については、前年度の所得に対し、所得税が課税されていない世帯で、新居浜市に住所を有する20歳未満の児童を監護するひとり親及びその児童、祖母か祖父と孫、兄弟家庭でひとり

親家庭に準ずると認められる方、父母のいない児童のいずれかになります。

また、子供が親の加入している健康保険の扶養家族であることも要件となります。

次に、捕捉率については、令和8年3月5日時点で、世帯内で親が1人で子供が1人以上いる世帯のうちで、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯の割合としては、約44%となります。

児童センター管理費

○委員（伊藤謙司） 予算が昨年に比べ約900万円増額になっているが、増加の内容は。

それと、児童センターの利用人数の近々の傾向は。

児童センターの施設、遊具等の老朽化等による更新はどのようにされていますか。

○矢野こども未来課長 まず、本事業の事業費の増加については、まず、物価高騰の影響を受けたものとして、人件費で約459万円、物件費において約58万円、そのほか、指定管理の積算基準の見直しに伴う一般管理費の利率の見直しにより約393万円の増額によるものです。

次に、利用人数の傾向については、コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は、約4万6,000人程度でしたが、その後、徐々に利用者数は回復しており、令和6年度は約9万4,000人、令和7年度は2月までの実績として約9万3,000人となっています。

次に、遊具等の老朽化の更新については、4館とも建築から相当年数が経過しており、いずれも小規模な修繕を重ねながら維持をしています。特に遊具に関しては、利用に支障を来すもの、また、事故等につながるおそれがあるもの、緊急度が高いものから、順次、修繕更新を行い、子供が安心、安全、快適に利用ができるように努めています。

母子生活支援施設費

○委員（井谷幸恵） 1点目、前年度と比べて予算額が減った理由や背景について、教えてください。

2点目、どのくらいの人を見込んでいますか。

3点目、市内で生活支援が必要な母子は、令和7年度はどのくらいいましたか。実際に入所したのは何組ですか。

○矢野こども未来課長 まず、母子生活支援施設

費については、入所する施設によって単価や加算額が異なります。令和7年度予算編成時においては、令和6年度に入所実績のあった施設の単価及び加算、支弁率で算出をしていましたが、令和7年度は該当者がいなかったため、今後、どの地域のどの施設に入所するかは現時点では明らかではないため、令和8年度の予算については、過去に入所実績のあった施設の単価及び加算を用いて金額を算出しています。

次に、人数については、過去の実績を鑑み、今年度は1世帯を見込んでいます。

次に、令和7年度、実際に入所した該当世帯はなかったため、ゼロ世帯となっています。

○委員（井谷幸恵） 本市では、緊急避難が必要な場合の受入体制というのはどのように確保されているのでしょうか。

○矢野こども未来課長 緊急避難が必要な場合は、こども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター等と連携して、その方の状況に応じて、一時保護施設や、先ほど答弁した施設を紹介しながら適切に取り組んでいます。

敬老地域ふれあい事業費

○委員（藤原雅彦） 事業実施期間が原則9月から12月と限定され年1回上限であるため、日常的な地域交流促進には限界があるのではないのでしょうか。むしろ通年型のいきいきサロンなどへの予算シフトのほうが、高齢者の孤立防止に効果的ではないかと思いますが、御所見を伺います。

○山本次長（介護福祉課長） 本事業は、主に敬老の日前後の9月から12月ぐらいの間に実施され、校区連合自治会で開催される場合を除いては、単位自治会については年1回の開催となっているところが多く、また、自治会によっては未実施のところもあるなど、地域によって取組状況に差があることは認識しています。

いきいきサロン等の通いの場の創出についても、高齢者が継続的に参加することにより、介護予防や孤立防止に重要な取組であると考えています。

一方で、本事業については、敬老の日の趣旨を広く周知し、地域の高齢者の長寿を祝い、自治会等が主体となって地域ぐるみで実施される行事でもあり、ふだんは通いの場などに参加されていない方も含め、多くの高齢者が地域とのつながりを実感できる機会となっています。

このように継続的な活動とは異なり、幅広い高齢者が一堂に会する地域行事として地域コミュニティの維持強化に一定の意義があるものと考えています。

今後についても、通年型の通いの場の取組の重要性を踏まえつつ、本事業についても、地域交流を促進する取組として、引き続き支援したいと考えています。

○委員（藤原雅彦） この敬老地域ふれあい事業の事業主体としては介護福祉課ですが、実質運営というか、実施するのは自治会とか、校区連合自治会とか、課としたら地域コミュニティ課になるかと思うんですが、介護福祉課と地域コミュニティ課と部局を超えた横断的なやり取り、そういったものがあるのでしょうか。あればどのようなことで交流、やり取りをしているか、教えてください。

○山本次長（介護福祉課長） 地域コミュニティ課とは、自治会の担当課になっていますので、自治会のほうに文書を発送するとか、説明に行くなどということについては、一緒に協力させていただいて事業を実施しています。

○委員（藤原雅彦） 介護福祉課と地域コミュニティ課がやり取りする中で、今年度はこれだけ、来年度はこれだけというふうに、共同で具体的な目標とか、そういった取組なんかは考えているのでしょうか。

○山本次長（介護福祉課長） 共同で具体的な目標というのは特に定めてはいませんが、今現在、自治会の敬老行事のほうもコロナ後は参加人数が増えてきて、参加自治会も増えてきてはいますが、やはり経費とかの問題で止まっている部分があり、最終的にはコロナ前の70歳以上の高齢者参加率である2割程度を目標にしたいと思っておりますが、今現在については、前年度より参加自治会、人数を増やすというところを目標にしています。

高齢者補聴器購入費補助金

○委員（黒田真徳） 1点目、令和7年度の利用状況はどのようですか。

2点目に、利用者数の状況によっては、地域活動従事者や所得の少ない方には、補助費増額などを検討してはどうかと考えますが、検討などしましたか。

○山本次長（介護福祉課長） 令和7年度の利用

状況についてですが、本事業は、令和7年8月の制度開始以降、本年3月6日現在で、窓口等において事前相談を受け、申請書をお渡しした件数は、現在83件で、そのうち申請に至っている件数は32件となっています。

続いて、2点目についてですが、本制度は、令和7年8月に開始した事業であり、制度開始からまだ間もないことから、通年的な利用状況や事業効果、制度運用上の課題等について、十分な検証がまだできていない状況です。

地域活動に従事されている方や所得の少ない方への補助の在り方等については、地域における活動を支える高齢者の社会参加を後押しする観点からも重要な視点であると認識していますが、現在の制度は、市民税所得割非課税世帯の高齢者を対象として創設したものであることから、まずは、現行制度の運用状況や事業効果、利用者の声などを把握していくことが重要であると考えています。

健康マージャン多世代交流事業補助金

○委員（伊藤謙司） 事業開催の母体団体は、

市内でのマージャンを愛好している人数は把握していますか。

経費の一部とあるが、経費の総額はお幾らでしょうか。

○宇野地域包括支援センター所長 1点目については、健康マージャンにははまです。

2点目については、市内でのマージャンを愛好している愛好者数を示す統計はないため、人数の把握はしていません。

3点目については、補助対象事業経費の総額は127万9,000円です。

○委員（伊藤謙司） 健康マージャンにははまという団体さんは、何人ぐらいで活動しているんですか。

○宇野地域包括支援センター所長 活動開始して間もないということもあり、正確な人数は把握していませんが、現在、精力的に活動されており、人数は増加傾向にあります。中心となって活動されている方は、団体の名簿等で14名おられますが、イベント等には100名を超える方の参加があると聞いています。

保健事業・介護予防一体的実施事業費（保健）

○委員（越智克範） 1つ目に、自主事業の目的、内容はどのようですか。

同様な項目は介護予防にもありますが、事業のすみ分けはどうなっていますか。

2点目、これまでの経緯と今後の予定はどのように考えていますか。

3点目、費用の内訳を教えてください。

○藤原国保課長 まず、実施事業の目的、内容、事業のすみ分けについてです。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で、健康に自立した生活を送れるよう医療保険・保健事業と介護保険・介護予防の枠組みを超えて協力・連携する取組であり、愛媛県後期高齢者医療広域連合からの受託事業です。令和8年度の実施に当たっては、本事業においては、事業全体の企画調整やハイリスク者、個人を対象とした保健指導を行い、一体的実施の介護予防事業においては、包括支援センターが市民を対象とした周知・啓発を担います。

次、2点目、これまでの経緯と今後の予定についてです。

本市では、令和3年度より本事業に取り組んでおり、当初は健康政策課が企画調整、地域包括支援センターが周知啓発、国保課がハイリスク者への保健指導をそれぞれ分担してきましたが、令和6年度からは、企画調整を除く全ての保健事業を地域包括センターへ集約して実施してきました。この中で、今後の持続可能な実施体制を検討し、改めて役割の再定義を行った結果、令和8年度からは、国保課が事業の企画調整及びハイリスク者への保健指導を、地域包括支援センターが市民への周知啓発を重点的に担う体制へと再編しました。引き続き各部署の専門性や強みを生かして、効果的な事業運営を推進していきます。

3点目、費用の内訳です。費用の内訳は、保健指導を担う会計年度任用職員の人件費446万円及びかかりつけ医指示書の作成手数料1万4,000円です。

○委員（越智克範） 令和8年度から体制が変わってきているんですけども、これまでの予算の推移というのはどのようになっていますか。

○藤原国保課長 これまで予算の推移については、大きな変更はなく、今回、分担を国保課と包括支援センターに分けるということで予算を分けて予算計上したような形になります。

子ども医療助成費

○委員（野田明里） 1点目、減額の要因は何で

しょうか。

2点目、適正受診のための啓発等は何か予定していますか。

3点目、適正受診と受診のしやすさの維持のために何か講じていますか。

○矢野こども未来課長 まず、減額の要因については、今回、感染症の爆発的な流行というのがなかったことに加えて、令和6年度から幼稚園や学校等でけがをした場合の医療費について、スポーツ共済制度の優先利用を呼びかけてきたことや高額な医療費が発生した際の高額療養費制度の活用を市民に周知してきたことが挙げられます。

続いて、適正受診の啓発に関しては、子どもの救急医療ガイドの作成配布や愛媛県子ども医療電話相談（#8000）の利用の促進に取り組んでいます。

また、啓発イベント時のパネル展の内容をチラシやポスターにして市民に呼びかける等の地道な取組を検討していきます。

次に、適正受診への取組としては、令和7年度に、高校生みらい会議において子ども医療費制度の維持について、行政課題のテーマとして取り上げて、子ども医療費助成制度の現状について、高校生が考える機会を設けたほか、さきほどの啓発イベントにおいて子ども医療費助成制度の現状を周知するパネル展を実施しました。受診のしやすさの維持については、小学生以上の子供の受診に係る東予東部3市こども急患センターにおける現物給付の実施に向けた検討やマイナ保険証による資格確認の周知等を行っていきたくと考えています。

○委員（山本健十郎） まず1点、予算額3億6,752万8,000円の予算ですが、予算の内容について伺います。

2点目、事業の詳細な内容と取組について、伺います。

3点目、利用推進の中で、多々問題があるんじゃないかと思っていますが、問題点について伺います。

○矢野こども未来課長 予算額3億6,752万8,000円の内容については、6歳から12歳までの小・中学生に係る医療費助成として2億7,676万2,000円、15歳から18歳までの高校生年代の子供に係る医療費助成として9,076万6,000円を計上しています。

次に、事業の内容と取組についてです。

この事業は、新居浜市に在住する6歳から18歳までの子供を対象に、医療費の一部を助成するものです。受診の対象となる医療費については、外来、入院、全ての診療科に係る医療費のうち、高額療養費や付加給付等により支給される金額を除いた保険診療における自己負担分全額となります。

取組としては、適正受診への理解周知のため、令和7年度に高校生みらい会議において子ども医療費制度の維持について、行政課題のテーマとして取り上げ、子ども医療費助成制度の現状について、高校生が考える機会を設けたほか、啓発イベントにおいて子ども医療費助成制度の現状を周知するパネル展を実施しています。

次に、事業推進の中での問題点としては、現在、高止まりの傾向が見られるこの子ども医療費において、現在よりも低い水準であった令和2年度から令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症予防が徹底をされていきました。このことを踏まえると、感染症の蔓延を未然に防ぐということが今後の医療費の増大を抑える上で非常に重要である課題と考えています。

U・I・Jターナー保育士支援事業費

○委員（加藤昌延） U・I・Jターナー支援は入口対策ですが、定着対策として、働き方改善や業務軽減はどう進めていますか。

予算額で何人の保育士を確保する想定なのでしょうか。

一定期間の勤務継続要件は設けていますか。

途中退職の場合の返還規定などはありますか。

○美濃こども保育課長 1点目については、本事業とは別事業になりますが、保育所ICT化推進事業費において、公立保育所での保育業務支援システムの導入と私立保育所等へのシステム導入に対する補助を行っています。システムにより園児の登降園管理、指導計画や記録作成の時間短縮や負担軽減が図られ、働き方改善や業務軽減につながるものと考えています。

2点目については、令和8年度は、7人に対する引っ越し費用等の助成を想定しています。

3点目については、補助金の交付対象は、市内の同一保育所等において、正規保育士として1年以上継続して勤務する意思を有する者であり、こ

の条件に違反した場合は、補助金の全部、または一部の返還を命ずることができることとしています。

ヤングケアラー等支援連携事業費

○委員（越智克範） 1点目、費用の内訳とその根拠はどうなっていますか。

2点目、他のソーシャルワーカーとの業務のすみ分けはどのようですか。

また、スクールカウンセラーとの関連はどうなっていますか。

3点目、こども家庭センターと教育部門との連携とありますが、具体的な支援の仕方はどのようですか。

また、ヤングケアラー等とありますが、等の意味はどうですか。

○矢野こども未来課長 まず1点目、費用の内訳とその根拠についてですが、本事業は、業務委託により実施しますので、全額が委託料となっています。その主な内容については、スクールソーシャルワーカーの常勤2名、非常勤2名の計4人分の人件費として95万5,000円、学校や家庭訪問のための車両リースや保険料として54万4,000円のほか、移動にかかるガソリン代や啓発用資料、チラシの作成費、業務用の携帯電話代、事務管理費等となっています。

次に、積算根拠は、人件費については、常勤は社会福祉士資格を持つフルタイムの会計年度任用職員の給与、非常勤はスクールソーシャルワーカー活用事業において学校教育課雇用の会計年度任用職員の時間単価、こちらを根拠に算出し、それ以外については、現在、実施しているヤングケアラー支援モデル事業に係る経費の実績から算定をしています。

次に、業務のすみ分けについては、教育委員会のスクールソーシャルワーカー活用事業では、小中学校の児童生徒への相談援助を行います。本事業では、高校生年代を含め実施します。

また、スクールカウンセラーとの関連については、スクールカウンセラーは心理の専門家として、児童生徒、保護者や教職員の心のケアを行うものであり、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の立場から家庭環境に働きかけるもので、それぞれアプローチは異なりますが、学校における児童生徒への支援という大きな枠組みの中で関わってくるものと考えています。

次に、具体的な支援の仕方については、主に学校を中心とした巡回訪問を通じて、ヤングケアラー問題を含め、学校の先生方が心配に感じる御家庭について、共有をしています。

また、スクールソーシャルワーカーやこども家庭センターの相談窓口を学校から保護者に紹介してもらい、同意を得られた家庭についてスクールソーシャルワーカーにつなぎ、その後、アセスメントを行い、支援ニーズの把握や福祉分野、医療機関等へと連携をすることで、それぞれの家庭の課題解決に向けた支援に取り組んでいます。

また、ヤングケアラー等の等の意味については、ヤングケアラー問題というのは問題が1つではなく、例えば家族の病気や介護、また、貧困、不登校問題などの様々な課題というのを複合的に抱えているケースが非常に多いというのが実情です。これらの複合的な課題に対応するということから等と表現しています。

○委員（越智克範） 4人の人件費との答弁でしたが、4人はどういうふう配置して、どんなふうな場所で活動するのでしょうか。

○矢野こども未来課長 4名の活動場所については、市内の各学校、高校生まで関わる者に関しては市内の高校まで、全ての学校において巡回訪問、それぞれ特に担当というのを設けず、全体を全域として、それぞれ関わりを持っていくというふうに取り組むこととしています。

○委員（伊藤謙司） 市内で、学校等が相談を受けている児童生徒は何名いますか。

スクールソーシャルワーカーは増員するのか。増員するなら、何名程度増員、またはどのような配置をするのか。

最後、相談しにくく、悩みを打ち明けられない子供たちへのアプローチは何か考えていますか。

○矢野こども未来課長 まず、学校への巡回訪問により情報共有を行った児童生徒の人数としての回答になりますが、スクールソーシャルワーカー全体で、令和8年1月末日現在で417名です。

次に、スクールソーシャルワーカーの増員、配置について、まず、スクールソーシャルワーカーの増員はありません。現在、市全体では、日本財団の助成によるヤングケアラー支援モデル事業で2名、学校教育課の雇用及び委託で6名、合計8名のスクールソーシャルワーカーが活動していますが、このうち学校教育課委託分の非常勤のス

クールソーシャルワーカー2名を今度のヤングケアラーと支援連携事業に統合して、モデル事業の2名と合わせて計4名をこども未来課の委託事業として配置をする計画です。

また、配置については、特定の学校ではなく、市内全域の学校を対象に巡回等の活動を行うものです。

次に、子供たちへのアプローチについては、ヤングケアラー問題は、子供たち自身は問題として捉えておらず、むしろお手伝いとして褒められる行為として捉えている場合もあります。まずは子供たちを一番見近くで見守っている学校現場の方からこの家庭はヤングケアラーではないかという気づきから相談をいただくことで問題を解決する糸口としています。

また、実際のソーシャルワークの現場では、カードゲームなどで子供たちとの心の距離をなくしたり、また、コミュニケーションカードや手紙等を使って、子供たちの気持ちを吸い上げたりと、子供たちが気持ちを伝えやすい環境づくりに努めています。

○委員（伊藤優子） 本市におけるヤングケアラーの実態把握はどのように行っているのか、伺います。

対象人数の把握状況を伺います。

次に、支援につながらず、潜在化しているケースへの対応策についてはどのようにするのですか。

○矢野こども未来課長 ヤングケアラーの実態把握については、主に小中学校を中心とした巡回訪問を通じて、学校における子供の状況や支援上の課題と支援体制の情報を共有して、課題を抱える御家庭を把握しています。

また、対象人数については、ヤングケアラー支援モデル事業においてヤングケアラー疑いを含め、令和8年1月末日現在で39名把握しています。

次に、2点目については、ヤングケアラー問題というのは、やはり子供たち自身は問題として捉えておらず、お手伝いとして褒められる行為として捉えている場合もありますので、まずは子供たちを一番近くで見守っている学校現場の方から気づきをいただくことで、問題を把握する糸口としています。学校の御意見等もお聞きしながら、今後の世帯に対する介入の方法を検討していきりた

いと考えています。

○委員（伊藤優子） 学校現場の方が見守っているということですが、先生は、手を差し伸べられているんですか。

○矢野こども未来課長 先生が手を差し伸べられているかということに関しては、気づきのある子供がいた場合に、もちろん声かけもしていますが、つなぐシートというヤングケアラーで特別に作っている子供の状況を吸い上げるためのシートを用いて、子供からの気持ちを吸い上げ、また、ソーシャルワーカーにつなぐという取組を行っています。

○副委員長（高塚広義） 顕在化しにくいヤングケアラー問題や様々な課題は、具体的にどのような課題があると想定していますか。

また、それらの課題を抱える子供や家族に対し、包括的な支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、こども家庭センターや教育部門と連携を図るとのことですが、具体的にどのように課題、悩み等を吸い上げ、共有し、解決を図ろうとしていますか。

顕在化しにくいヤングケアラー問題や様々な課題を抱える家族には、生活に疲れ、SOSを発信できない状況の家族も多くいるのではと推測しています。相談がないことイコール問題がないことと捉えがちになりますが、水面下で苦しんでいる家庭に光を当て、探し出していく工夫が必要と思いますが、プッシュ型支援の取組について伺います。

こども家庭センターの機能強化とはどのように取り組むのか、伺います。

○矢野こども未来課長 まず、課題について、ヤングケアラーの問題というのは、その問題を単独で抱えるのではなくて、例えば家族の病気や障害、介護、貧困、不登校問題の課題を複合的に抱えていることが課題であると、考えています。

次に、ヤングケアラー問題については、子供たち自身が問題として捉えていないということも踏まえて、まずは子供たちを一番近くで見守っている学校現場の方から気づきを上げていただくことで、問題を解決する糸口としています。学校の意見も聞きながら個々の家庭の介入に関する方法を検討しています。

また、プッシュ型支援については、小中学校を中心とした巡回訪問を通じて、学校における子供

の状況や支援上の課題、支援体制の情報共有を現在しています。支援が必要と考えられる場合については、学校から保護者へ相談窓口を紹介し、同意を得られた家庭については、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携をしています。相談を待つということではなく、学校との連携の中で早期に働きかけて、必要な支援につなげています。

次に、こども家庭センターの機能強化については、学童期以降の対応について、課題を抱える児童生徒や家庭、学校、教職員等の相談支援業務を行うとともに、社会福祉士の専門性を生かして、福祉や医療機関との社会資源との連携接続ができるようになりますので、このことで、関係機関との調整を担うこども家庭センターとの両輪となり、支援の機能が強化できるものと考えています。

○委員（藤原雅彦） 各学校や教育委員会との連携をどのように強化するのか。

その協議体や情報共有について、どういうふうに取り組んでいますか。

○矢野こども未来課長 まず、本市のヤングケアラー支援体制の特徴である学校と福祉部門の間を取り持つコーディネーター役を教育委員会の現職の教員が担っているという組織基盤を生かすことで連携体制の強化に取り組んでいきたいと考えています。

また、協議体については、要保護児童地域対策協議会における情報共有を軸として、定期的なミーティングなどを想定しています。

○委員（藤原雅彦） 小学生、中学生なら、新居浜市の教育委員会との協力体制は十分理解できるが、ソーシャルワーカーは高校まで行くという話があった。高校は県の教育委員会になると思うが、県の教育委員会とのやり取り、連携とかはどのようになるんでしょうか。

○矢野こども未来課長 高校との関わりについては、個別に各学校への訪問を行っています。ですので、進学先が市外になる場合も当然ありますが、そちらも含め、それぞれの高校と直接、校長先生等とやり取りをして支援を図っているところです。

○委員（野田明里） 本事業により、どの程度問題が改善される見通しでしょうか。

もう一点、ヤングケアラーにしない、増やさな

い取組や啓発等も行う予定はありますか。

○矢野こども未来課長 本事業により、どの程度問題が改善されるかについては、相談できる大人の存在に子供自身が気づくことにより、精神的な安心にまずつながること。それから介護や福祉、障害福祉サービス、生活保護などの必要な制度や医療機関につながり、そのことで子供が家庭の中で抱える負担を少しでも軽減や解消をすることで、子供としての時間の確保や教育成長の機会の確保をするといった改善が図られるものと考えています。

次に、ヤングケアラーにしない、増やさない取組については、顕在化しづらいヤングケアラー問題について、気づく、つなげる、支援するという視点の醸成、また、ヤングケアラーに関する市民の認知度の向上のために、教育、福祉、医療等の関係者への啓発周知や研修等を実施する予定です。

○委員（野田明里） ヤングケアラーの原因についての認識を教えてください。

○矢野こども未来課長 子供自身がまず気づいていないというところ、あと、お手伝いであるという認識もあること、こういったところが、表に出にくいというところにつながっていくものと、考えています。

○委員（加藤昌延） 相談件数の増加だけではなく、アウトカム指標を設定していますか。

○矢野こども未来課長 アウトカム指標の設定については、それぞれ家庭の抱える課題というのは様々で、その課題解決に要するためのアプローチ方法や時間もまた様々であることから、今後、本事業により、子供としての時間、教育や成長の機会を確保するということを目指していく中で、最終的な成果や効果が得られる指標については検討していきたいと考えています。

正午 休憩



午後 1時00分再開

乳児等通園支援事業費

○委員（伊藤義男） まず1点目、本制度は就労要件を問わず利用可能とされていますが、本市としては親の負担軽減が主目的なのか、子供の発達支援が主目的なのか、少子化対策なのか、政策目

的の優先順位をお示してください。

2点目、本制度は多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援とありますが、利用した人、利用したいのに利用できなかった人との公平性はどのように考えていますか。

3点目、0歳6か月からの利用ですが、愛着形成期への影響、短時間通園が子供に与える心理的影響、保育現場の人員体制の質等、専門的検証やモニタリング体制はどう構築しますか。

4点目、既存園での実施とのことですが、保育士確保の見通し、既存園児への影響、事故リスク管理、保育の質が低下する懸念はありませんか。また、虐待等の予防や発見に対しての策はありますか。

5点目、現在は国・県負担が大きい事業ですが、将来的に国の補助縮小時の市負担増や制度拡充圧力、恒久化した場合の財政見通しを本市はどこまで責任を持つ覚悟があるのか、お答えください。

○美濃こども保育課長 1点目、本事業は国において、子供の成長の観点から、子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備することを目的として制度設計された事業ですので、子供の成長支援を第一に置いたものだとして理解しています。

2点目、本事業の利用について、予約は国のこども誰でも通園制度総合支援システムで行いますが、これは先着順となっています。令和8年4月時点では3園での実施予定ですが、このほかに問合せのある施設もありますので、年度途中での事業開始について協議し、利用したい方が利用できるように施設の確保に努めていきます。

3点目、本事業の令和8年度からの本格実施については、国において検討会が設置されており、その取りまとめにおいて、効果検証を行い、その結果に基づいた制度や運用の見直しを行う必要性が述べられていますので、国において、全国的な規模での検証がなされるものと考えています。市においては、実施事業者への聞き取り等により、事業を実施する中で生じた課題や効果を把握するとともに、人員配置や運営状況については、指導監査を実施し、適切な運営が確保されているか、継続的に確認していきます。

4点目について、まず、保育士確保については、本事業における配置基準を満たす保育士が確保されている状況です。

次に、既存園児への影響等については、現在実施を予定している事業所は、本事業のための専用のスペースと保育士を確保する形での実施を予定していますので、既存園児への影響は少なく、保育の質は低下しないと考えています。また、事故リスク管理については、通常保育と同様に、安全計画の策定と、計画に従い必要な措置を講じることが義務づけられています。

次に、虐待の予防や発見については、職員による虐待を発見した場合は、市等への通報が義務づけられています。また、こちらも通常保育と同様に、虐待の防止及び発生時の対応等に関する国のガイドラインを踏まえた適切な対応を行うことが求められており、ガイドラインでは職員や事業所単位で、日々の子供との関わりにおける振り返りや職員への研修などが挙げられています。

5点目について、本事業は、市で実施するかどうかを選択できるものではなく、国の新たな給付制度として、全ての市町村が実施しなければならない事業です。事業費については、その8分の1を県からの交付金、4分の3を国からの交付金をもって充てることが、子ども・子育て支援法に明記されています。この負担割合を変更する場合は、法改正が必要ですので、その必要性等については、国会において審議されることとなると考えています。

○委員（伊藤義男） 虐待の件についてですが、0歳6か月からの利用において、どのようにして虐待の把握やチェックをしていくことになるのですか。

○美濃こども保育課長 0歳6か月からの子供については、現在、小規模事業保育所での預かりを予定しています。現在も、ゼロ歳児からの預かりを実施している事業所ですので、ゼロ歳児に対する虐待等については、既に対応ができていますと考えています。

○委員（加藤昌延） 利用見込み人数と想定利用率はどの程度ですか。エビデンスに基づいた積算でしょうか。

医療的ケア児や発達支援が必要な子供の受入れ方針はお考えでしょうか。

○美濃こども保育課長 利用見込み人数は、一月当たりで、ゼロ歳児14人、1歳児42人、3歳児46人です。これは各年齢の未就園児数の見込みに対し、ゼロ歳児10%、1歳児15%、2歳児20%の

割合です。この割合については、一時預かり事業の利用者に対するアンケート調査から、子供の成長や経験のために利用した人の割合を基に、ゼロ歳児が20%、1歳児が30%、2歳児が40%と設定し、令和8年度は事業開始年度ですので、その認知度が低く、利用が少ないことを想定して、その50%として算出しました。

次に、配慮を要する子供の受入れについては、実施事業者が事前面談等により可否を決定することになります。医療的ケア児については、受入れには医療的ケアが可能な人員の配置が必要ですので、現時点では実施予定はありませんが、事業者と情報共有や意見交換を行っていきたいと考えています。

○委員（片平恵美） 1点目、事業が予定されている事業所について教えてください。

2点目、他市の乳幼児が本市の事業所を利用した場合や、本市の乳幼児が他市の事業所を利用した場合の給付費がどのようになるのか教えてください。

○美濃こども保育課長 まず1点目については、認定こども園1園、幼稚園1園、小規模保育事業所1園で、令和8年4月から実施予定です。

2点目については、子供の住民票がある自治体が給付費を支給します。

○委員（片平恵美） 事業者と利用者の契約になると思います。先ほど、市は聞き取りで適切な運営が確保されているか確かめるというふうな答弁があったと思うんですが、基本的には事業者と利用者の契約ということになりますよね。お金以外で市がどのように関わるのかという点で、特に苦情等が来たときの対応は一体どのようにするのですか。

それと、各園で事業を実施した場合に、離乳食をする予定があるのか。また、面談は対面とか、オンラインとか、どのような形で進めていく予定なのか教えてください。

○美濃こども保育課長 まず、苦情等への対応について、この事業は、施設の認可や給付金の支給の確認等を市で行うこととなっていますので、苦情があった場合も事実確認とか、必要があれば指導等、通常保育と同様に対応する予定です。

2点目、離乳食については、給食を提供するのは、現在のところ1園の予定ですが、離乳食を提供する予定は現在のところないと聞いています。

3点目、面談については、基本的には対面で、園のほうに来ていただいて面談をする予定ですが、里帰り出産で現在、新居浜にいないなど、どうしても無理な場合は、オンラインでも面談することが可能ということにはなっています。

ホームスタート補助事業費

○委員（近藤司） 1点目、ホームスタート・にはまの活動に関わる経費の一部を補助する新規事業ということですが、どのような事業者ですか。

2点目、公募補助金とのことだが、本市に同業者がいるのでしょうか。

3点目、養成研修を受けたホームビジターが子育て支援を行うとのことですが、養成研修はどこが行うのでしょうか、どのような資格が必要なのでしょうか。

4点目、利用方法や市民への周知はどのようにするのでしょうか。

○矢野こども未来課長 まず、1つ目の質問については、本事業の運営団体は、医療法人ゆりかごファミリークリニックです。当クリニックは、子供から大人までの訪問診療と小児科外来を行っている事業者です。

次に、本市に同業者がいるのかについては、ボランティアで家庭訪問型の子育て支援を行っている事業所はありません。

次に、ホームビジターの養成研修については、運営団体である医療法人ゆりかごファミリークリニックが行います。ホームビジターは、原則として、子育て経験のある方で、その他の資格は特に必要がなく、子供に関わる活動や仕事に携わった経験のある方も活動することができます。

次に、利用方法や市民への周知については、運営事業者においてタウン情報誌への掲載のほか、赤ちゃん訪問や産後ケア事業等の利用者などのうち、身近な人からサポートが得られないような家庭を中心に事業の紹介をする等の予定となっています。今後、具体的な周知方法については、運営事業者と協議を図っていきます。

○委員（近藤司） この事業は市の単独事業ということですが、この事業は単年度の事業でしょうか、それとも継続するのでしょうか。

○矢野こども未来課長 この事業は、公募補助金による事業で採択されたものとなりますので、来年度以降についても、公募補助金として申請を上

げて、それで審査会において採択された場合には補助対象になるということになります。

母子保健推進費

○委員（河内優子） 新たに取り組む事業について伺います。

連携する事業所があれば教えてください。

○寺尾保健センター所長 まず1点目、新たに取り組む事業については、令和8年度から児の発育状況や異常の早期発見等を目的に、令和8年4月1日以降に出生した生後27日を超え生後6週未満の乳児を対象に、1か月児健康診査を実施します。

連携先としては、愛媛県下統一の事業であり、愛媛県医師会に委託し、県内の産科及び小児科医療機関で実施する予定です。健診の結果、継続支援が必要と判断された場合は、医療機関からの連絡票を受け、保健師が訪問、相談等の支援を行います。

また、必要に応じて、保護者の同意に基づき、健診結果をかかりつけの小児科へ共有し、予防接種等の機会にも継続して支援が受けられるようにします。

健康増進対策費

○委員（小野辰夫） 1番目、がん検診が有料化となり、受診率の低下が考えられるが、その対策はありますか。

2番目、がん検診受診後、要精密検査と診断された方へのフォローはしていますか。

3番目、今後の新居浜市の受診率アップはどのようにするのでしょうか。

お願いします。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目のがん検診受診率向上対策としては、市ホームページや公式LINEを活用した情報発信、公民館のサークル活動や自治会長会等での受診勧奨、出前講座や健康相談の場など、様々な機会を活用し、がんに関する正しい知識や検診の重要性について普及啓発を実施しています。

また、企業やスーパー等の商業施設に健診カレンダーやチラシを設置し、必要な情報が手に届きやすい環境づくりにも努めており、その成果として、令和7年度の集団健診受診者数は、令和6年度と比較し6.6%増加しています。

2点目のがん検診受診後要精密検査などへのフォローについては、検診の約1か月後の検診結果

送付時に、医師宛の診療情報提供書と医療機関一覧表を同封し、精密検査の受診勧奨を行っています。特にがんが強く疑われる方に対しては、健診団体からの連絡を受け、職員が速やかに家庭訪問し、早期に医療機関を受診できるようサポートを行っています。

精密検査受診結果については、医療機関から健診団体を通じて市に報告する仕組みを構築しており、精密検査未受診者に対しては、再度、市が受診状況調査を送付し、受診予定日等の把握や受診勧奨に努めています。

3点目の今後の受診率アップ対策については、新規受診者の掘り起こしと継続受診者の増加が重要であると考えています。他市での取組を参考に、引き続きあらゆる機会を活用したがん予防に関する普及啓発や国保、協会けんぽ、職域等と連携した受診勧奨案内など、受診勧奨の徹底を図るとともに、検診を受けやすい体制整備に努めていきます。

また、令和8年度からの新たな取組として、職域等がん検診情報の把握のためのアンケート調査を実施する予定です。把握した結果を受診率向上対策に活用できるよう、先進自治体の取組について、調査研究を行っていきます。

新居浜市医師確保奨学金貸付事業費

○委員（小野辰夫） 今現在、何名貸付けをされているのか。

以前、親の年収制限があったと思いますが、撤廃されたのでしょうか。

卒業後の進路状況が分かれば教えてください。

○小島総括次長（健康政策課長） 現在、貸付けを行っているのは4名です。

次に、所得制限ですが、現在も継続をしています。保護者の市民税所得割の額が30万4,200円未満としています。

卒業後の進路ですが、これまで3名が卒業し、現在3名とも十全総合病院で臨床研修を受けているところです。

産後ケア事業費

○委員（野田明里） まず1点目、増額の要因は何でしょうか。

2点目、未利用や低利用の解消に向けた取組や利用のしやすさ等の改善点は何かありますか。

3点目、理学療法士による体のケアの導入の予定はありますか。

4点目、具体的な目標が何かあれば教えてください。

5点目、委託施設や助産師との連携はどのように強化されますか。支援会議のようなものを行う予定はありますか。

○寺尾保健センター所長 まず、1点目の増額の要因ですが、産後ケア事業の利用延べ日数は年々増加しており、令和5年度は335日、令和6年度は566日で、令和7年度は730日を超える見込みとなっています。この傾向を踏まえ、令和8年度は増額を要望しています。

2点目の未利用や低利用の解消の取組としては、産科医療機関にも御協力いただき、妊娠期から新生児訪問等において、全ての妊産婦に案内し、希望する方が利用できるよう広報に努めています。

また、利用を希望されない場合においてもアセスメントし、利用が望ましい心身の状態にある方に対しては、繰り返し利用の勧奨を行っています。

利用のしやすさ等の改善点については、令和7年3月から電子申請を開始し、申込みの約5割を占め、電子申請を利用した人のうち88.9%の人から、満足できたと回答がありました。

3点目の理学療法士による体のケアの導入については、産後ケア事業は、国の産後ケア事業実施要綱及び産前産後サポート事業ガイドラインに基づいて実施しているため、理学療法士による体のケアの導入予定はありません。

目標については、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うことで、産後も安心して子育てができる環境を整えることを目指しています。

5点目については、産後ケア事業利用後は、委託医療機関等から実施報告書を提出いただき、母子の心身の状態に合わせて連携した継続支援を行っています。

ますます産後ケアニーズが高まる中、効果効率的な事業運営を目指して、必要に応じて連絡会を開催するなど、課題整理や実施方法について協議していきたいと考えています。

健康増進イベント補助事業費

○委員（加藤昌延） イベント後、運動習慣が定着したかどうかをどう測定するのですか。アンケートだけで終わらせない仕組みはありますか。

健康イベントと地域経済活性化をどう両立させるのですか。

○小島総括次長（健康政策課長） まず1点目について、公募補助金に採択された主催団体が実施するイベントであり、健康政策課で企画して実施する事業ではないことから、イベント後に運動習慣が定着したかどうかを測定する予定はありませんが、今後も継続的に実施され、毎年のイベントとして定着するようでしたら、これを機会に、主催団体とも協議して検討していきたいと考えています。

次に、地域経済活性化との両立ということですが、主催団体からは、企業からも協賛金を集め、企業PRブースを設置するほか、キッチンカー等によるフードマルシェも開催する予定と伺っていますので、地域経済の活性化にも寄与するものと考えています。

フェムテック推進事業費

○委員（大條雅久） 1点目、この事業の対象はどのような方になりますか。

2点目、事業の形態と内容をお示してください。

3点目、事業の成果について、検証はどのような方法で行いますか。

○寺尾保健センター所長 本事業は、女性特有の健康課題の普及啓発やフェムテック活用の促進等を通して、女性が安心して暮らせる社会づくりを目的としており、女性のみならず、その家族、地域住民、教育、医療、福祉の専門職、企業や自治体など、多様な立場の市民を対象としています。

2点目の事業の形態と内容については、四国フェムテック協会主催で企業の協賛を募り、イオンモール新居浜において2日間のイベントを開催し、女性の健康課題に関する基調講演、トークセッション、生理痛などの体験ブース、ワークショップなどの多角的なプログラムを実施する予定と伺っています。市は、その運営費の補助を行います。

3点目の検証方法については、成果指標はイベント参加者数とし、目標値を8,000人としています。

また、参加者アンケートを実施する予定と伺っており、女性の健康課題に対する意識の変化や理解度、満足度などの効果検証を行います。

私立保育所等施設整備事業

○委員（伊藤義男） 1点目、本事業が約3億

3,000万円規模となった直接の要因は何か。耐震不足、老朽化、アスベスト対策、制度基準対応など、主因を教えてください。また、総工事費の内訳をお示してください。

2点目、部分改修や耐震補強での対応は検討されたのか。建て替え以外の選択肢を比較検討した経緯を教えてください。

3点目、今後10年間の園児数推計はどうなっているのか、人口減少局面において、この規模の施設整備が適正と判断した根拠をお示してください。

○美濃こども保育課長 1点目については、本事業は、聖マリア幼稚園について、老朽化している園舎の建て替えとともに、保育園の機能を追加して認定こども園へ移行するため、法人が実施する園舎の整備に対し補助を行うものです。予算の金額は補助上限額となっていますが、総工事費は概算で園舎新築工事費6億4,900万円、旧園舎解体工事費約3,500万円の計約6億8,400万円の見込みとなっています。

2点目については、工事の内容は、法人の決定によるものですが、園舎は建設から48年が経過し、老朽化が著しいことに加え、認定こども園に移行するため、乳児室や調乳室などの新たな整備が必要となることから、当初の検討段階より建て替えの方針であったと伺っています。

3点目の園児数推計については、令和5年3月に策定した新居浜市公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画において、令和14年度の教育・保育事業の量を3,211人と推計しており、その後も減少傾向が続くと思われま。現状では、推計より園児数の減少が進んでおり、計画策定から5年経過後に推計等を見直すこととしています。

共働き世帯の増加などにより、幼稚園の利用者数が著しく減少しており、今回は認定こども園化により、教育部分の定員を縮小して、保育部分の定員を設けることとしていますので、施設の運営として適切な対応であり、教育・保育施設の受皿を確保するためには必要な事業であると考えています。



議案第23号 令和8年度新居浜市国民健康保険事業特別会計予算

○小島福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質疑>

○委員（井谷幸恵） 1点目、子ども・子育て支

援金の予算は、国民健康保険料から2,811万5,000円です。4月から実施されますが、一家庭でどのくらいの負担になりますか。

2点目、2年目、3年目の負担はどのようになっていますか。

○藤原国保課長 まず、1点目の子ども・子育て支援金が一家庭でどのくらいの負担になるかについてですが、令和8年度の子ども・子育て支援金については、1世帯当たり月額で約230円を見込んでいます。

次に、2点目の2年目、3年目の負担はどのようになっているかについてですが、国の試算資料によりますと、国民健康保険における1世帯当たりの子ども・子育て支援金は、令和9年度は令和8年度の約1.5倍、令和10年度は約1.8倍となる見込みとなっています。

<要 望> な し

<採 決>

議案第23号 賛成多数 原案可決

議案第24号 令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計予算

○小島福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質 疑> な し

<要 望> な し

<採 決>

議案第24号 全会一致 原案可決

議案第25号 令和8年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

○小島福祉部総括次長（健康政策課長）（説明）

<質 疑> な し

<要 望> な し

<採 決>

議案第25号 全会一致 原案可決

午後 1時43分休憩

午後 1時54分再開

<第3グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）（説明）

<質 疑>

自治会活動費

○委員（小野志保） 1点目、内訳を教えてください。

2点目、加入率低下を防ぐために予定している取組はありますか。

3点目、担い手不足を解消するために、予定している取組はありますか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） まず、内訳としては、各自治会への文書郵送代などの役務費が84万7,000円、自治会加入促進啓発物品の購入費や加入促進ポスター印刷代などの需用費が56万円、自治会活動の功労者に対する表彰に係る報償費4万3,000円など、自治会との連絡調整や加入促進に係る経常経費となっています。

次に、自治会の加入率低下を防ぐ取組については、自治会の活動内容を広く認知してもらうために、行政広報番組マイタウンにいはまでの取組事例の紹介とともに、ユーチューブでの動画配信、協定を締結している宅建協会への加入促進チラシの配布依頼、3月を加入促進月間としたキャンペーン等、市連合自治会と連携した事業を実施していく予定です。さらに、市PTA連合会を通じて自治会加入への協力を依頼し、子育て世帯への効果的な周知に努めていきます。

次に、担い手不足を解消するための自治会への支援については、自治会への情報伝達のデジタル化を進めているところです。現在は、自治会への通知文書にQRコードを掲載し、市ホームページに掲載した資料を確認できるよう工夫しています。今後も引き続き調査研究を重ね、役員の負担軽減を図るため、情報伝達のDX化など、環境整備を進めていきます。また、自治会長さんへの便利帳を作成し、自治会運営の負担軽減にも取り組んでいるところです。

墓地管理費

○委員（大條雅久） 3点お聞きしますが、1点目の管理対象の墓地はという問いに、先ほどの説明で、黒岩、真光寺、土ヶ谷の名称はお答えいただいたので、どの辺りにあるかということの説明をいただきたいと思います。

2点目、管理対象の墓地のお墓の管理者数、世帯数は、どのくらいいるのでしょうか。

3点目、お墓を管理されている方々、利用されている方から墓地管理費の一部、または全部を負担していただくといった対応はされているのでし

ようか。

○高畑環境政策課長 まず、市営3墓地の場所ですが、真光寺墓地は中村にある真光寺のお寺の隣にあり、黒岩墓地は王子町にある住友病院の西側にある墓地で、土ヶ谷墓地は磯浦にある三井住友建設株式会社の南側にある墓地です。

次に、管理対象の墓地のお墓の管理数については、令和8年2月末現在で、真光寺墓地1,924区画、黒岩墓地167区画、土ヶ谷墓地1,283区画、合計3,374区画です。

次に、使用者の墓地管理費の負担についてですが、市営3墓地については、現在、使用者から管理料の負担はしていただけていません。

○委員（大條雅久） 令和8年度の予算額は、昨年より95万円増えて1,287万1,000円。10年近く前の過去の答弁では、アンケート調査を行い、管理者台帳を整備していきたいということであったが、管理者の連絡先は、どのくらい判明しているのですか。

○高畑環境政策課長 現在、3墓地合わせて3,374区画のうち、使用承継が完了しているのが1,879区画で、55.69%です。

アンケート調査についてですが、市営3墓地の使用状況について、今年は地図上に色づけを行い、承継済み、未調査・調査中、返還、未使用で墓石あり、未使用で墓石なしに区別しました。また、草刈り費用を抑制する目的で、のり面に防草シートの布設を3月に実施しています。

今月末には、管理料徴収に向けた使用者アンケートを使用承継が完了している3墓地の使用者1,879名と、それ以外の市民の方をランダムに抽出して500名程度の方にアンケートを送付する予定としています。

○委員（大條雅久） 55.69%ということで、大変な作業をされてよく調べられたと思いますが、半分を超えているのであれば、管理費を頂いてもいいのではないのでしょうか。

この点を最初にお聞きしたときに、1割か2割であり、それで管理費を集めると不公平だというような答弁でした。そのときの管理費は800万円足らずで、今は1,200万円、整備費の450万円などを考えると、使用者も新居浜市内の方とは限らず、市営墓地を使用していない方も負担するような、全てを税金で賄うことはもうやめるべきだと思いますが、どのように考えていますか。

○高畑環境政策課長 管理料の徴収については、市営墓地使用者と使用していない方との公平性、受益者負担の観点からも行うべきものと理解しています。ただ、共用部分の維持管理に関しては、市で管理する必要もあると思いますが、今回のアンケート調査を受けて考えていきます。

また、今年から平尾墓園で実施している無縁改葬の許可申請について、10件分を予算計上しています。そうすることにより、使用者不明の墓地の使用権の消滅等の手続を行い、調査対象となるべく墓地を減らしたり、使用可能な利便性の高い区画を優先的に実施し、そこを修繕する形で承継率も上がってきます。

管理料については、平尾墓園の管理料が2,500円であり、その金額やアンケート内容等を確認しながら金額を決定していくこととなります。また、今年度から、平尾墓園のシステムで口座振替も可能となり、3墓地でも使用可能な仕様書にして準備しています。ただ、システムが3墓地の分も登録可能かということは、システム会社と相談しながら、令和8年度のどのタイミングでカスタマイズが必要かということも含めて検討を進めていきたいと考えています。

○委員（大條雅久） 今の答弁は、令和8年度に管理料の徴収をスタートするのではなくて、令和8年度に徴収の開始時期や管理料の金額を検討するから、令和10年になるのか、令和11年になるのか分からないということですか。

受益者負担をお願いするスタートというのは、どのくらいの時期と考えているのですか。

○高畑環境政策課長 システムの更新が、令和9年12月に予定されています。それまでにカスタマイズが必要になってくる可能性もありますが、何もなければ令和9年12月にシステムの更新をして、令和10年度からの開始をめどに手続を進めたいと考えています。

○委員（大條雅久） 令和10年度を目標にということですが、ぜひ前倒しになることを期待しますし、不公平云々を言えば、平尾墓園はスタートしたときから管理料を頂いています。なぜか市営3墓地は水代も清掃代も一切頂いていません。管理料が必要になっていますので、令和10年度と言わずにスタートを急いでいただいて、スタートすれば、連絡がつかない方も分かるきっかけになると思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

し、進めるべきだという判断をすべきだと思います。

廃棄物処理施設対策費

○委員（仙波憲一） 東田地域に夜も昼も動かししているポンプ場がありますが、改良区が管理しているポンプなどいろいろある中で、平等性を保つという意味では、夜間の必要がないときは止めることはできないのでしょうか。

○村瀬環境施設課長 該当地区におけるかんがい用ポンプの稼働についてですが、5月から9月までの期間において、早朝6時から夜は18時から19時辺りまでの運転を行っており、基本的には夜間を通しての放流は行わないよう管理しています。

一方、水不足や地域で取水需要が極端に重なるなど、やむを得ない場合においては、事情に応じて運転時間が延長されることがありますが、改めてできるだけ夜間放流の低減に留意して、地元管理者と共に効率のよい運転に努めていきます。

ごみ収集事業費

○委員（伊藤謙司） 予算が約2,900万円増額になっているのはどのような要因ですか。

また、ごみ収集の方法を検討することはお考えにありますか。

○岡部次長（廃棄物対策課） 増額になった主な要因としましては、定期収集委託料によるものです。従前の契約は、入札による令和4年10月から令和7年9月までの長期継続契約、その後半年間の随意契約であったことから、3年半の間、契約価格は同額でした。今回の契約更新に当たり、近年の人件費の上昇や物価動向を踏まえたことが増額の要因となっています。

次に、ごみ収集についてですが、令和7年10月からは、ごみ収集車の乗車人員の制限を緩和し、効率的な収集を行うことで、人件費の抑制につながる見直しを行いました。

今後においても、分別区分の見直しや収集に係る休日の在り方、また、地域の実情を踏まえたごみステーションの集約化などについて、自治会や委託業者との定期的な協議を行う中で、効率的な運用や経費の抑制につながる方策について、引き続き検討していきたいと考えています。

地域防災力向上促進事業費

○副委員長（高塚広義） 1点目、前年度の予算額との違いについてお伺いします。

2点目、地域防災力向上促進事業の予算額84万円ですが、防災士の育成枠として、一般枠50名に加えて、中高生枠20名を追加とありますが、どのような条件の募集方法を想定しているのか、お伺いします。

また、一般枠で防災士の資格を取得された方で、女性の比率が低いと認識していますが、一般枠の募集時に女性枠を検討されるのか、お伺いします。

3点目、防災士が講師となり、自主防災組織や小中学生を対象に避難所運営ゲームを教えることで、参加した防災士のスキルアップができると考えます。しかし、防災士の資格取得者の多くの方が、このような活動に参加していないと認識しています。資格取得後の活動に消極的な方への推進など、どのように取り組む考えか、お伺いします。

4点目、令和7年度より感震ブレーカー設置加速化支援補助金事業が開始されていますが、昨年度の事業の検証を行った中で、今年度はその経験をどのように生かそうとされているのか、お伺いします。

○藤田危機管理課長 1点目ですが、地域防災力向上促進事業費のうち、地域防災力向上促進事業については、中高生対象の防災士受講枠の20名分追加に伴う増額です。防災士活動促進事業については、令和7年度から実施している防災士スキルアップ研修に係る講師謝礼及び講師旅費を計上したことによる増額です。家具等固定加速化支援事業及び感震ブレーカー設置加速化支援補助金については、令和7年度の実績を踏まえたことにより、いずれも減額になったものです。

2点目ですが、市内中学校、県立高校へ受講申込みを依頼し、県立高校については、市内在住者を対象とした募集を依頼する予定としています。

令和7年度の一般枠での女性は、50名中21名ですが、全ての方に平等な機会を提供するため、女性枠といった性別を特定した枠を設ける予定はありません。女性が持つ視点や経験は、災害時に非常に重要となりますことから、引き続き女性の推薦についても考慮いただくよう依頼していきます。

3点目ですが、本市では、市内の防災士有志で構成される新居浜防災士ネットワークに委託し、自主防災組織や小中学生を対象に、HUGと言わ

れる避難所運営ゲームを実施しています。

また、昨年12月には、市内在住の防災士を対象としたスキルアップ研修を開催し、今月にも2回目を開催する予定としています。

今後においても、自治会や自主防災組織と連携し、防災士の専門的な経験を生かし、各校区・地区で実施される防災訓練の企画立案段階から参加していただけるよう、地域行事や防災活動に積極的に参加できる環境づくりに努めていきます。

4点目ですが、感震ブレイカーの設置が進まない主な理由は、製品の必要性や効果についての認知度の低さ、地震火災の予防効果の理解不足、地震の避難行動に結びつかない点などが考えられます。

令和7年度に感震ブレイカーを設置された方々に対し、どのタイプを選定されたか、設置時の困難点や分かりづらかった点について聞き取りを実施した結果を踏まえ、感震ブレイカーの性能やその効果について、防災イベント等での広報・周知活動を一層強化していきます。

国際交流協会運営費

○委員（小野志保） 新しく取り組む予定の事業はありますか。

次に、前年度は1,021万3,000円で、増額された理由は何でしょうか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） まず、新たに取り組む事業としては、在留外国人の方を対象とした日本の歴史、文化、郷土等を感じてもらえるようなイベントの開催、また、令和7年度に愛媛県が実施した外国人地域リーダー養成講座のフォローアップ事業として、食文化を通じた外国人リーダーの養成事業の開催を予定していると伺っています。

次に、本事業費については、国際交流協会に関する経費と国際交流員に関する経費で構成されています。協会に関する経費は、自主財源の増加や経費削減等により、前年度比で7万3,000円を減額することとしています。

一方、在住外国人の増加に対応するため、生活相談窓口を含む事務局体制の強化に伴う協会職員の名増員のための人件費が47万円、また、国際交流員の任用年数に応じた報酬引上げにより、13万6,000円が増額となっており、事業費全体で53万3,000円が増額となっています。

住民票等コンビニ交付推進事業費

○委員（山本健十郎） まず1点目、予算額1,675万5,000円の内容についてお伺いします。

2点目、事業の取組は、市内の何か所で取り組まれていますか。また、その事業内容についてもお伺いします。

3点目、推進事業の中で、行政や委託先のコンビニなどにおいて、問題点があるのではないかと考えていますが、その点についてお伺いします。

○伊藤市民課主幹 予算の内訳としましては、コンビニ交付発行件数に乗じて支払うコンビニ事業者手数料やクラウドサービス利用料等が777万5,000円、サーバー保守等の委託料が605万2,000円、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構への運営負担金272万8,000円が主な経費です。

2点目の事業の内容は、住民票と印鑑登録証明書の発行です。市内での取組箇所については、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップのほか、フジ、イオンモール、マックスバリュ、ザ・ビッグ、市民課フロアなど、約50店舗で取り組んでいます。なお、地方公共団体情報システム機構で提携している委託先は、全国約5万6,000店舗となっています。

3点目の行政、コンビニ等の委託先の問題点ですが、地方公共団体情報システム機構が委託先と直接提携しているため、個々の問題点等については把握していません。しかしながら、市民課に利用者からの機器の操作についてのお問合せが複数ありますことから、操作方法の周知が行政の課題と考えています。

○委員（山本健十郎） 市内の約50店舗で取り組まれていると言われましたが、市内のコンビニの全店舗に入っているのですか。

○伊藤市民課主幹 全店舗に入っています。

ごみステーション適正管理推進事業費

○委員（近藤司） 1点目、新年度予算として1,955万6,000円が計上されていますが、この事業がスタートしてから、これまでの事業費の推移、併せてこの事業に参加している自治会数の推移、割合についてもお伺いします。

2点目、非自治会員に無償で利用させている自治会数と有償で利用させている自治会数、またその割合についてもお伺いします。

3点目、この事業についての評価、課題についてお伺いします。

○岡部次長（廃棄物対策課） ごみステーション適正管理推進事業費の推移については、令和3年度及び令和4年度が2,708万円、令和5年度が2,494万2,000円、令和6年度が2,388万2,000円、令和7年度が1,987万6,000円です。

また、地域環境維持活動支援交付金の申請自治会数は、令和3年度は225自治会、令和4年度は241自治会、令和5年度は246自治会、令和6年度は248自治会、令和7年度は現時点で255自治会から申請をいただいています。交付率は、令和3年度は75%、令和4年度は80.3%、令和5年度は82%、令和6年度は83.2%、令和7年度は現時点で85.8%となっています。

次に、非自治会員の利用についてですが、令和7年5月に実施したアンケートの結果によると、297自治会のうち233自治会から回答があり、無償で利用させているのは198自治会、有償で利用させているのは30自治会あり、割合は12.8%です。

次に、本事業の評価としましては、補助金・交付金創設から、今年度を含めると5年が経過し、補助金については毎年一定数の申請をいただいています。交付金については、申請率は毎年上昇しており、非自治会員のゴミステーションの利用を認める自治会が増えてきています。ゴミステーションを地域の共有財産として自治会員、非自治会員の区別なく利用できるよう自治会に認めていただくことが、地域の環境保全につながるものと考えています。非自治会員の利用を認めていない自治会があることが課題ですが、引き続き交付金の趣旨を御理解いただき、今後も引き続き申請率の向上に努めていきます。

○委員（近藤司） 有償で利用させている自治会の中で、一番高い金額を設定しているところほどのくらいの金額ですか。

また、それに対する非自治会員からの文句のようなものは出ていないのでしょうか。

○岡部次長（廃棄物対策課） アンケート結果から、一番高い金額は年額1万2,000円となっています。非自治会員から利用料を取っている自治会からの相談はあるので、誠意を持って対応しています。

浄化槽設置整備事業

○委員（近藤司） 1点目、浄化槽設置整備事業の過去3年間の事業費と設置基数についてお伺いします。

2点目、令和8年度は単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換に20万円を上乗せして補助を行っていますが、何個分の転換を予定されているのでしょうか。

3点目、本事業には県の補助がないと聞いていましたが、今回は410万7,000円が入っています。その理由と内訳についてお伺いします。

○岡部次長（廃棄物対策課） まず、過去3か年の事業費と設置基数については、令和4年度は事業費365万2,000円で補助基数が11基、令和5年度は事業費2,716万6,000円で補助基数は42基、令和6年度は事業費3,224万2,000円で補助基数が49基となっています。

次に、20万円の上乗せについてですが、他の市町の補助状況や浄化槽の清掃・保守点検事業者等の聞き取りから10基分の補助を予定しています。

次に、県の補助金の関係ですが、令和8年度の県の補助額410万7,000円は、総事業費3,280万4,000円から補助対象外である市単独補助の単独浄化槽からの転換上乗せ補助額合計200万円を除いた補助対象事業費3,080万4,000円に補助率3分の1を適用し、さらに各市町の財政力指数から算出されている補助係数0.4を掛けた額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。

○委員（近藤司） 先ほどの答弁は、くみ取りや単独浄化槽から切り替えることに対しては国、県の補助があるという話でしたが、新しく新築する家についてはどのようになっているのでしょうか。

○岡部次長（廃棄物対策課） 本補助制度は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、くみ取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するものであり、公共下水道事業計画区域外での新築の場合は、合併処理浄化槽の設置が必須の条件であり、新築時の補助については、現時点では考えていません。

○委員（近藤司） 今後、公共下水道事業計画区域の拡大はしないという方針になってきていると思いますが、新築時の補助をしないということであれば、全部自己資金でしなければならなくなり、非常に不公平だと思いますが、その辺りの見解をお伺いします。

○岡部次長（廃棄物対策課） 生活排水の処理については、公共下水道によるものと、公共下水道事業計画区域外では合併処理浄化槽により処理す

るものと考えていますので、現時点で新築については考えていません。

○委員（近藤司） 公共下水道の区域外で、新築に対する補助を考えていないということであれば、水洗化率も悪くなっていくのではないかと思います。対応はどのように考えられていますか。

○岡部次長（廃棄物対策課） 先ほど答弁したように、生活排水については、都市計画上也、公共下水道事業計画区域外の地域では、市としては合併処理浄化槽による排水処理が適切であると考えています。

○委員（山本健十郎） 1点目に、予算額3,280万4,000円ですが、予算の内容についてお伺いします。

2点目に、事業の3年間の経緯と取組についてお伺いします。

3点目に、事業推進の中での問題点についてお伺いします。

○岡部次長（廃棄物対策課） まず、1点目の予算の内訳ですが、令和8年度の補助事業では、設置補助として、5人槽が35基、7人槽が4基、10人槽が1基、計40基を見込んでいます。

また、単独処理浄化槽の撤去については10基、くみ取り便槽の撤去は19基、宅内配管工事費については40基を見込んでいます。加えて、市の単独補助として、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合は、1基当たりの設置費上限を一律20万円引き上げ、合計10基分の市単独補助を見込んでいます。

次に、過去3年間の経緯及び取組については、令和4年度は事業費365万2,000円に対し、補助基数は11基、令和5年度は単独処理浄化槽撤去補助の上限を9万円から12万円に引き上げ、新たにくみ取り便槽撤去費として9万円の補助を追加し、また、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換時の宅内配管工事費については30万円の補助を追加しました。その結果、事業費は2,716万6,000円、補助基数は42基となりました。令和6年度は事業費3,224万2,000円、補助基数49基となっています。

次に、事業推進の中の問題点ですが、事業を推進している中で、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換については一定の成果が見られますが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

については、既に水洗トイレが使用可能で、転換後の改善効果が実感しにくい等の要因から転換が進んでいないことが問題点として挙げられます。

○委員（山本健十郎） 計40基と答弁されましたが、要望はどれくらいあるのですか。

○岡部次長（廃棄物対策課） 例年、当初予算で賄っており、現時点では全て対応可能と考えています。

○委員（山本健十郎） 40基で賄えるということですか。

○岡部次長（廃棄物対策課） 今年度の決算見込みとしては、19基の実績となる予定であることから、40基で対応可能と考えています。

○委員（山本健十郎） 私も単独処理浄化槽から合併処理浄化槽にしましたが、今も単独処理浄化槽を使用している方はいるのですか。

○岡部次長（廃棄物対策課） 下水道区域外で単独処理浄化槽は約2,000世帯となっています。また、くみ取りが2,300世帯です。

○委員（山本健十郎） 決算見込みが19基で、令和8年度予算で40基を見込んでいると言われましたが、これだけ数があるのに要望は上がってこないのですか。

○岡部次長（廃棄物対策課） 先ほど答弁したように、単独処理浄化槽であれば水洗化されている状況であり、なかなか合併処理浄化槽への転換につながらないことから、今回20万円を上乗せすることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を加速化させていきたいと考えています。

午後 2時50分休憩

午後 2時51分再開

コミュニティ施設整備事業

○委員（大條雅久） 1点目、令和8年度に整備予定のコミュニティ施設の数はいくつですか。

2点目、各施設の整備内容はどのようなものでしょうか。

3点目、令和7年度に出た要望全てに対応ができていますでしょうか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） まず、令和8年度に整備予定のコミュニティ施設は35施設です。その整備内容については、エアコンの更新工事が9件、自治会館照明LED化工事が9件、放送施設整備が4件、そのほか、外壁塗

装工事やトイレの改修工事等です。

要望への対応についてですが、昨年9月に自治会への要望調査を行ったところ、工事事業費の額が令和7年度に比べ大幅に増加している状況ですが、令和8年度においては、予算額を100万円増額した上で、補助率の調整等を行い、予算の範囲内で要望のあった35施設全ての工事に対応する予定としています。

○委員（大條雅久） LED照明への切替えが9施設ということで、全て自治会館だと思えますが、自治会館の照明のLED化については、私は今後もっと増えるような予測をしています。令和8年度は予算額を100万円増やしたということですが、2028年の蛍光灯の生産中止以降をにらんだら、各家庭もそうですが、LEDに切り替えていない自治会館は多いかと思えます。今後の予測としてはどのようにお考えですか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 蛍光灯の製造、輸出入の禁止が起因となって、自治会からの要望が大幅にありました。ただ、予算の範囲内ということもありますし、一度にすると今後の対応が難しくなってきます。照明器具自体は老朽化しない限り使用できることから、LED照明に代替できるものはお願いし、LED化工事費を平準化するような形で自治会にも協力をお願いしていきたいと考えています。

○委員（大條雅久） 自治会館の中にも、今の加入率を考えると機能しなくなる自治会館も出るのではないかと危惧をしていますが、そうでない自治会館もたくさんあります。市が、地域ごとに年間の切替え件数を計画して、今後三、四年で切替えが進むように助成するなど、令和8年度にスタートさせるといった考えはお持ちでしょうか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） 現状では、そこまでは考えていませんが、今年度に来年度以降の調査を行いますので、そのような形で自治会に調査をしていければと考えています。

○委員（加藤昌延） 本事業において、私が知っている自治会では、放送塔を新設して600万円程度かかったそうです。現在、自治会員の加入が減っている中で、放送塔で自治会としての放送を流すよりも、市の放送を流すほうが多い状況です。また、老朽化が進み、今後、放送塔の更新が厳しくなるのではないかという懸念があります。自治会への補助は幾らかありますが、何百万円となる

と、馬力のある自治会でないと更新できないので、今後そういったところの整備など、放送塔は市で…。

○委員長（藤田誠一） 加藤委員、放送塔のことは、質疑の範囲を超えています。先ほどの大條委員への答弁は、どちらかというところLED照明の整備の計画のことになります。今の加藤委員の質疑は、放送塔を更新した自治会があるけどということですが、答弁の中では放送施設の整備件数のことを言っています。追加の質疑については、理事者の答弁内容に疑義があった場合のみ認められていますので、ただいまの答弁内容についての質疑をお願いします。

午後 2時58分休憩



午後 3時09分再開

○委員長（藤田誠一） 先ほどのコミュニティ施設整備事業の放送施設整備に関する答弁内容は、件数のみの答弁でございますので、それ以外の質疑については、事前の通告が必要になりますので、ご了承ください。

加藤委員、よろしいでしょうか。

○委員（加藤昌延） それでしたら、放送設備の4件の施設はどこになりますか。

また、その放送設備の1件当たりの金額は幾らになりますか。

○塩崎総括次長（地域コミュニティ課長） まず、要望が出ている自治会は、一宮自治会、中村白山東自治会、三軒屋自治会、国領自治会です。4件の平均工事費は60万5,000円になります。

清掃センター施設整備事業

○委員（片平恵美） 現施設になってから今までの本事業の総経費について教えてください。

また、更新まで毎年同額程度必要になるのか、見通しについて教えてください。

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長） 清掃センターは、平成15年3月に竣工し、約23年が経過いたしていますが、これまでの事業費は50億7,500万円です。

今後、毎年同額程度必要になるかの見通しについては、老朽化が進んでいることから、今後も高額な整備費が必要となりますが、毎年整備する内容が異なることから、事業費が上下するものと考

えています。

○委員（片平恵美） 老朽化が進んでいるため、高額になってくるという話ですけど、この整備費が適切かどうかのチェックというのはどのように行っているのでしょうか。また、平成15年に竣工された現施設の建設費は幾らだったのか教えてください。

○野藤環境施設課参事（清掃センター所長） 工事費については、委託業者の見積りを基に市場調査、価格確認、数量積算を行った上で設計していることから、工事費が適正であると判断しています。

また、平成15年3月に竣工した現清掃センターの建設費は124億円です。

◇
議案第22号 令和8年度新居浜市平尾墓園事業
特別会計予算

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）（説明）

<質疑> なし

<要望> なし

<採決>

議案第22号 全会一致 原案可決

午後 3時17分休憩

◇
午後 3時19分再開

<第4グループ>

議案第20号 令和8年度新居浜市一般会計予算

○鈴木経済部総括次長（営業推進監）（説明）

○原農業委員会事務局長（説明）

<質疑>

ふるさと応援寄附金推進費

○委員（渡辺高博） 寄附金の目標を8億円とした上で予算を拡充していますが、令和6年度決算の寄附額に対する推進費の割合からすると、目標が低いのではないのでしょうか。

次に、他の自治体で実績のある事業者に委託して事業を行うことになっていますが、これまでとの違いについてお伺いします。

次は、いはいま営業本部は具体的にどのように関わっていくのかお伺いします。

○阿部観光物産課長 まず、目標についてですが、近年の制度改正や他自治体との競争激化により厳しい環境にあることから、過度に高い目標を掲げることは適当でないと考えていますが、令和

8年度は、返礼品の魅力向上やプロモーションの強化など、寄附増に向けた取組を進めるため、必要な経費を精査した上で予算を拡充したものです。

次に、これまでとの違いについてですが、今回の委託においては、寄附受領証明書の発行や税控除に係る受付など、これまで市が個別に対応していた事務を含め、ふるさと納税事業に関する一連の業務を一括して委託するものです。

次に、いはいま営業本部との関わりですが、いはいま営業本部の具体的な関わりについては、観光物産課の積極的な取組に加え、いはいま営業本部が持つ企業ネットワークを活用するなど、営業本部の職員が部局横断的な営業活動として関わり、さらに効果が期待できる取組については営業本部長である市長がトップセールスを行うことで、より効果的な取組にしていきたいと考えています。

○委員（渡辺高博） 状況も厳しいから、目標額は抑えているという話でしたが、営業本部を作ってこれから頑張っていこうということと、実績のある業者と提携していくということから言えば、もう少し意欲的にしていただきたいと思います。また、令和7年度の寄附額は3.5億円で、予算額とほぼ同額ということを見ると、実施する意味がないというか、結局どうだったのかという話になるわけで、近年5億円程度で推移していたのが3億5,000万円にまで落ちているわけですから、営業本部として、もう少し具体的に考えられることはありませんか。

○阿部観光物産課長 確かに目標額は少し抑え気味にしていますが、全国的にノウハウを持っている仲介事業者とタッグを組んで、ふるさと納税事業を行うこととなりますので、そのノウハウを十分に生かして寄附金額を上げていきたいと考えています。また、営業本部としても、新規返礼品のところで、企業のいろいろな製品情報を持っていますので、ふるさと納税の返礼品とのマッチングも考えながら事業を進めていきたいと考えています。

○委員（越智克範） 1つ目として、新たに受託事業者を決定し、開発から発送業務までを一切任せることになるのでしょうか。市が行う業務はどのようになりますか。また、業務の管理、進捗評価はどのように行うのでしょうか。

2つ目として、委託費用の算出の根拠はどのようになっていますか。

3つ目として、目標額を8億円としていますが、これまでの実績はいかがですか。特に、今年度の目標とこれまでの達成額はどのようになっていますか。未達なら、その課題はどのように考えていますか。

4点目として、目標額8億円に対して推進費としての予算額が4億円というのは妥当な数値でしょうか。収支の分岐点はどのようになっていますか。また、目標未達の場合はどのように対応するのでしょうか。

○阿部観光物産課長 まず、1点目の市で行う業務としては、各ポータルサイトの掲載内容の決定、愛媛県を通じた総務省への申請、各種調査への対応など、運用に関わる判断や対外的な手続となります。また、委託業務の管理については、事業者と定期的に進捗状況報告の場を設け、寄附状況などについて確認を行うとともに、必要に応じて改善を指示するなど、適切なマネジメントを行っていきます。

次に、2点目の委託費用算出の根拠ですが、委託費用の算出については、まず本市が委託すべき業務内容の整理をした上で、項目ごとに民間事業者から参考見積りを徴取し、各業務に要する単価や人員配置、システムの利用料等の内訳を確認して予算要求を行ったものとなります。

次に、3点目の本市のふるさと納税寄附額については、令和3年度から令和5年度までは目標額6億5,000万円に対して4億4,000万円から5億5,000万円の範囲で推移し、令和6年度は目標額7億円に対して4億7,000万円となっています。今年度については、目標額7億円に対して、2月末現在で3億6,000万円となっています。目標額への未達の要因としては、制度改正による経費基準の厳格化や、全国的な返礼品競争の激化により、寄附金が特定の自治体や一部の人気返礼品に集中する傾向が強まっていること、また、本市の返礼品構成が一部の品目に依存していることなどが考えられます。

次に、4点目のふるさと納税推進費については、制度上、寄附に係る経費を寄附額の50%以下とすることが求められていますので、目標額8億円に対する約4億円の予算計上は、この基準に沿った水準であると考えています。

なお、寄附金の約半分が市の歳入となる仕組みであることから、収益の分岐点は設けていません。

また、目標額に未達となった場合については、寄附動向の分析に基づき、返礼品の見直しやPR手法の改善、寄附者向け情報発信の強化など、翌年度に向けた改善策を講じることで、寄附額の増加が図れるように努めていきます。

○委員（越智克範） 未達の課題に対する対応策というのは、受託業者を変えることで全部解決できると考えていますか。

また、目標額未達の場合、次年度に改善するのはいいのですが、赤字になった場合はどのようにするのでしょうか。

○阿部観光物産課長 事業者を変えることで解決できるのかということに関してですが、全て解決できるとは考えていませんので、事業者と連携することにより、何か解決の糸口が見つけられないのかということを考えながら事業を進めていきたいと考えています。

次に、赤字についてですが、基本的にふるさと納税は寄附額の50%以下が経費となっていますので、赤字になることはないと考えています。

○委員（越智克範） 委託業者にこれだけお金が出るということは、逆に言うと、返礼品が売れないと委託業者に払う分は赤字になるということではないのでしょうか。

また、返礼品の新規開発も項目に挙がっていますが、これは一体どこが行うのでしょうか。

○阿部観光物産課長 新規の事業者への委託費については、寄附額に応じてその割合で増減するようになっており、一定の委託費ではないため、寄附額が少なければ委託費も減り、寄附額が多ければ委託費も増えるような仕組みを考えています。

また、返礼品の新規開発ですが、基本的にはノウハウを持っている新規の中間事業者を考えてもらいますが、当然、新居浜市としても、連携して返礼品の開発を行っていききたいと考えています。

○委員（伊藤優子） まず、何か新しい地場産品は発掘できましたか。

次に、特定業者への偏りはないですか。

次に、流出超過か流入超過かどちらになっているのか、お伺いします。

○阿部観光物産課長 まず、新しい地場産品の発掘についてですが、令和7年度においても、複数

の新規返礼品を追加しています。具体的には、市内事業者から新たに提案を受けた加工食品など、本市の地域資源を生かした産品を返礼品としてラインナップに加えています。また、既存返礼品についても、内容量等を変更したバージョン違いのメニューを拡充することで、寄附者の多様なニーズに応えられるよう取り組んでいます。

次に、特定業者への偏りについてですが、本市のふるさと納税返礼品において、特定事業者のみを優遇するような取扱いは行っていません。返礼品の数については、事業者ごとの商品ラインナップや提案数によって差が生じるものであり、一定の偏りが見られる場合もありますが、これは事業者の取扱商品の数量に起因するものです。

次に、流出超過か流入超過についてですが、令和6年度におけるふるさと納税額は約4億7,000万円ですが、必要な経費を除いた実質的な収益は約2億5,000万円となっています。市民の方が他自治体に行ったふるさと納税による住民税控除額は約2億7,000万円だったため、約2,000万円の流出超過です。しかし、この控除額の75%は地方交付税で補填されることから、本市の実質的な税収減は約6,700万円程度になるため、収益が2億5,000万円のうち税収減が6,700万円ですので、最終的には流入超過の状況になります。

○委員（伊藤義男） まず1点目が、ふるさと納税が減少局面にある中で、事業者を変えるから増えるというのは希望的観測ではないかと思いますが、成果保証の仕組みはあるのか、お答えください。

2点目、寄附額が幾らを超えれば市にとって純増となるのか、明確な損益分岐点を示してください。

3点目、単なる物販型では限界があるのではないかと思います。観光・企業版ふるさと納税との連動戦略はあるのか、教えてください。

4点目、目標8億円未達の場合は、委託費はどうなるのか、教えてください。

5点目、目標8億円とされていますが、3億9,780万3,000円の予算に対し、純増効果は幾らと見込んでいるのか、教えてください。

○阿部観光物産課長 まず、1点目ですが、新たに委託する事業者は、全国的に事業展開する中で得たポータルサイト上での見せ方やPR手法などのノウハウを有しており、これを本市のポータル

サイト運営に活用することで寄附者への訴求力を高め、寄附額の増加につながれると考えています。

なお、成果保証型の契約ではありませんが、委託後は寄附件数等の実績を定期的に確認し、必要に応じて改善を求めるなど、効果検証とマネジメントを適切に行っていきます。

次に、2点目ですが、ふるさと納税制度は、寄附額の約半分が市の歳入となる仕組みであることから、収益の分岐点は設けていません。

次に、3点目ですが、ふるさと納税の寄附拡大においては、単なる物販型返礼品の提供だけでなく、体験型返礼品の導入や市内観光事業者との連携により、観光周遊や地域の魅力発信を図っています。

一方で、企業版ふるさと納税については、制度の目的や対象者が個人を対象としたふるさと納税とは大きく異なり、返礼品を介した寄附促進とは性格が異なることから、両制度を直接的に連動させる戦略は、現時点では想定していません。

次に、4点目ですが、業務委託費については、寄附額に応じて支払額が連動する仕組みとなっており、寄附額が目標額に満たなかった場合であっても固定額で支払う方式ではありません。

次に、5点目ですが、ふるさと納税に係る本市の歳入効果については、制度上、返礼品経費や事務委託費などの必要経費を含めても、寄附額の50%以上が自治体の歳入として残るよう設計されています。そのため、目標額を8億円とした場合、純増効果は、おおむね寄附額の約半分である4億円程度になるものと見込んでいます。

午後 3時46分閉会